

# 16 水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

### ＜水産基盤＞

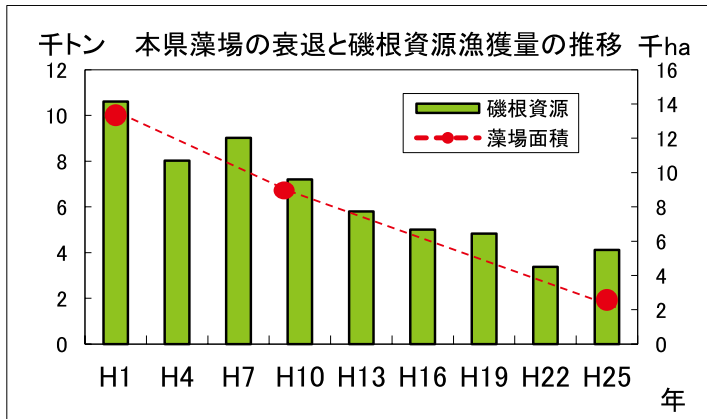
- 1 総合的な水産基盤の整備を着実に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること
  - ・ 広大な水域を有する本県にとって漁業生産の基礎となる藻場の回復は喫緊の課題であり、大規模かつ早急に対応するための藻場の保全・整備の加速化と、これと連携した磯焼け対策ソフト事業の拡充
  - ・ 特定第3種長崎漁港における水揚げから流通までの高度衛生管理体制の早期整備
  - ・ 自然災害や長寿命化対策に必要な予算の確保
- 2 国直轄による新たな大規模漁場整備の促進を図ること

### ＜農業生産基盤＞

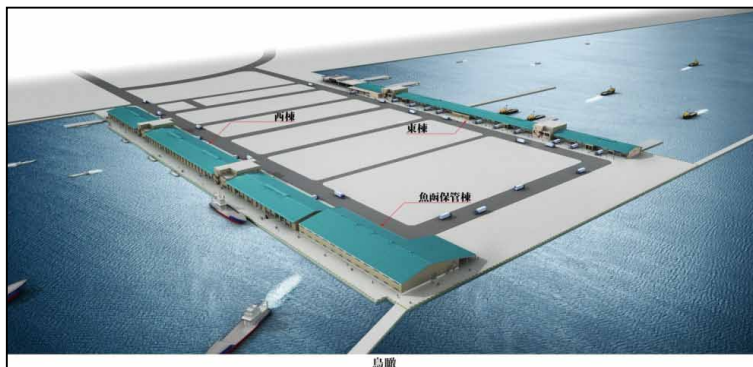
離島・半島地域を多く抱える本県において、農業振興は地域の活力の源であり、持続的な産業として担い手が意欲をもって営農できるよう、農業生産基盤の整備が必要不可欠であることから、以下の措置を講じること

- 1 規模拡大や生産性向上に資する農地の基盤整備や農村の防災減災対策等を計画的に推進するため、農業農村整備関係当初予算の大幅な増額を図ること
- 2 生産の効率化や流通の合理化、新規就農者の確保など、農業の構造改革を一層加速化するため、当初予算において、必要となる生産施設・機械整備予算の大幅な増額を図ること

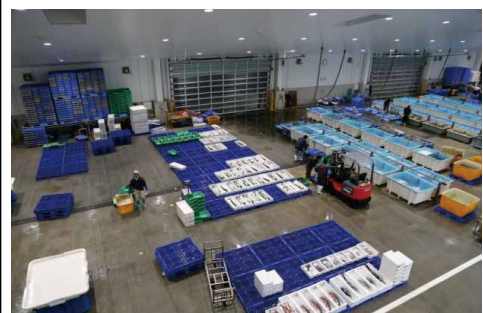
### ＜水産基盤＞



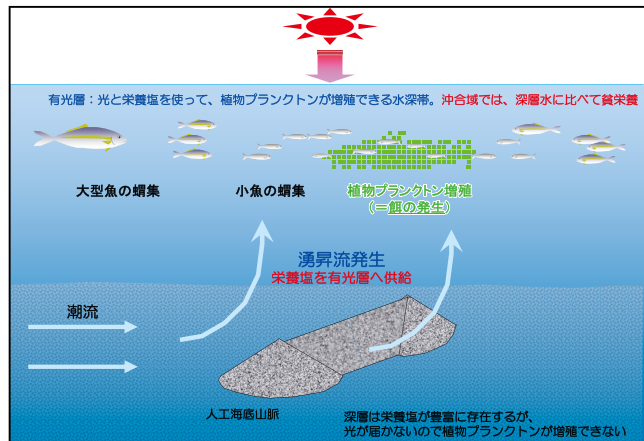
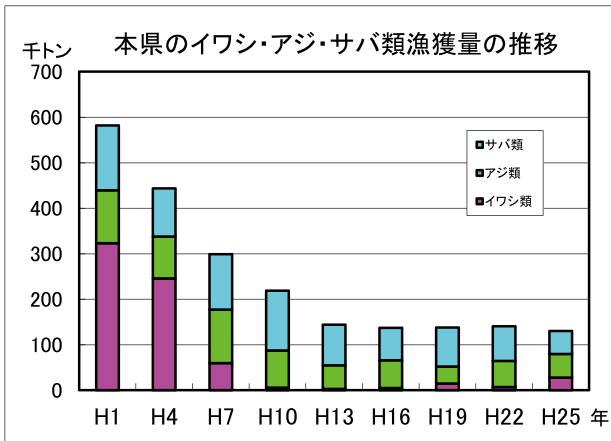
藻場礁に群れる幼稚魚



長崎漁港高度衛生管理型荷さばき所  
(事業期間: H23~32)



閉鎖型荷さばき所の例(愛媛県八幡浜)



大規模漁場整備のイメージ図

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国第二位の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、水産資源を守り育てる藻場の保全や増殖場の整備を加速するとともに、これと連携した磯焼け対策ソフト事業の拡充（施設整備とあわせてウニ等の駆除事業の継続実施等）、長崎漁港における高度衛生管理対策や、荒川漁港等におけるマクロ養殖関連施設等の整備、想定される自然災害に対応するための防波堤や護岸の施設整備（新設・改良）、漁港施設の長寿命化対策、高齢者や女性にも配慮した就労環境改善のための施設（浮体式係船岸・防風フェンス）整備など、生産基盤の整備や水産物流通機能の高度化を推進し、漁業の生産性及び所得の向上を図るとともに、安全・安心な漁村の形成を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・国における平成27年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年度比100.0%の横ばいであり、近年の減少傾向に歯止めがかかったものの、未だ低位の水準にあります。（H26比100.0%；H21比60.1%）

→本県では、国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場整備長期計画2012」において水産資源の回復を図るための沿岸域での増殖場整備や、長崎漁港における高度衛生化対策、想定される自然災害に対応するための施設整備や長寿命化対策等の必要な基盤整備を計画的かつ効果的に行うこととしています。

また長崎漁港では、国の高度衛生管理基本計画に基づき、水産物の水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の確立を図るなかで、岸壁の耐震化による安定した陸揚げ機能の確保と共に、水産物の陸揚げ・出荷作業の効率化・省力化を図った高度に衛生管理化された荷捌所や流通機能を担う諸施設の一体的な整備を国の水産基盤整備事業の中で実施していく必要があります。

- ・平成27年度の「農山漁村地域整備交付金」は、対前年比95.0%となっており、本県が必要とする水産基盤整備や海岸保全工事の予算確保が可能かどうか不透明な状況です。
- ・藻場の減少とともに、磯根資源漁獲量が減っています。また、食害生物の駆除や母藻の設置等の磯焼け対策は、施設整備後、効果発現までに一定期間を要するため地元負担が大きいことが課題となっています。
- ・国直轄による大規模漁場整備は、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、設置について関係者の調整が図られた五島西方沖の整備が平成22年度から着手され、27年度完成に向けて整備が進められています。
  - 水産資源の生産力の向上と水産物の安定供給の確保のため、同地区に続く本県周辺海域での新たな整備着手が必要です。

（参考）平成27年度政府予算額（国費）

水産基盤整備	72,149百万円	（対前年度比 100.0%）
（平成26年度補正含めて）	76,246百万円	（対前年度比 105.7%）
農山漁村地域整備交付金	106,700百万円	（対前年度比 95.0%）
（平成26年度補正含めて）	111,700百万円	（対前年度比 99.5%）

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

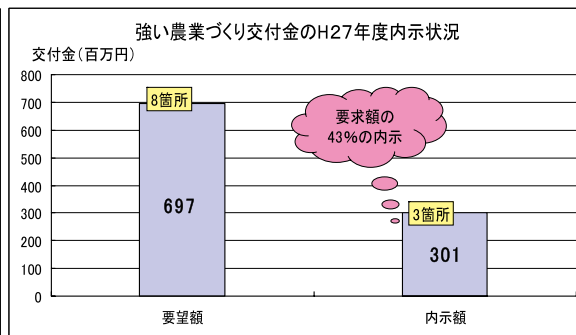
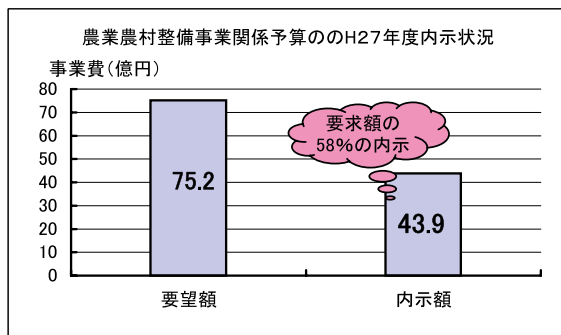
- ・本県水産業の振興に必要な水産基盤整備が着実に推進できるよう、交付金を含めた予算の総額を、当初予算において安定的に確保すること。
- ・藻場回復を加速させるため、本件では藻場回復ビジョンを策定することとしており、それに基づき計画的に進めるための予算確保とあわせて、整備後3年間とされている磯焼け対策ソフト事業を藻場の生育期間中継続できるようにすること。
- ・長崎漁港の一体的な高度衛生化対策を進めるために、流通機能を担う関連施設・設備についても国の補助対象とすること。
- ・五島西方沖地区に続く本県周辺海域の直轄漁場整備に向けた取組を促進すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場長期計画2012」に基づく、必要な基盤整備の計画的かつ効果的な実施。
- ・本県の藻場回復ビジョン（策定中）に基づく効果的な藻場の維持・回復と磯根資源の増加。
- ・特定第3種長崎漁港における水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の早期確立。またそれを通じた東アジア向け水産物輸出の増大。
- ・五島西方沖地区漁場に続く本県周辺海域の整備による水産資源の生産力向上と水産物の安定供給の確保。

＜農業生産基盤＞

縮減前(平成21年度)からの予算経過							今後の本県の計画	
【農林水産省一般公共事業当初予算】							【水田・畑の基盤整備】	
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H27～H31新規要望地区	
9,760億円	→6,370億円	→5,002億円	→4,703億円	→6,314億円	→6,386億円	→6,399億円	23地区	
対H21比	65%	51%	48%	65%	65%	66%	【老朽ため池改修】	
							H27～H31新規要望箇所	
							71箇所	
【強い農業づくり交付金当初予算】							【共同利用施設の整備】	
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28以降新規要望	12地区
244億円	→144億円	→31億円	→21億円	→244億円	→233億円	→231億円		
対H21比	59%	13%	9%	100%	95%	95%		



農地整備の状況

長崎県は、全国と比較して農地の整備が遅れている(H22年度末時点)

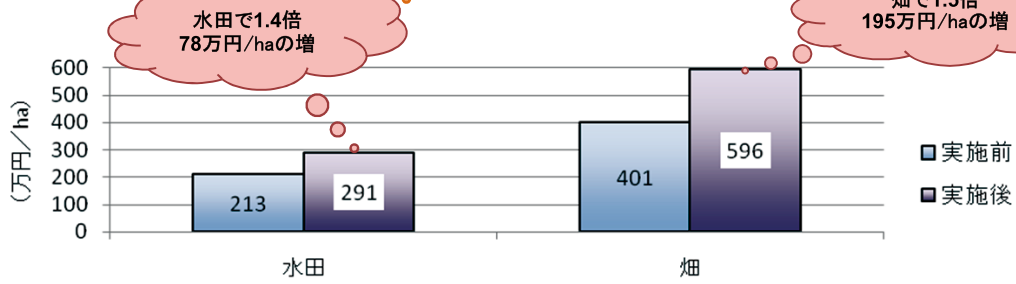
整備率	長崎県	全国平均
水田	29.9%	< 62.9%(30a区画整備率)
畑	54.6%	< 73.9%(3m耕作道、用排水接続等)

注) 畑の区画整備率について国の公表値がないため、3m以上の耕作道や用排水路等が整備された畑を整備済として比較

※県独自で10a区画以上の整備率を調査(水田整備率52.8%、畑整備率23.7%)

### 基盤整備の効果

### 農業産出額の増加状況



※H13～H24に完成した34地区の平均値

## 効果事例：基盤整備を契機とした新規作物導入等による野菜産地の形成

### ○雲仙市 溜水・妙見地区→新規作物(レタス)導入による新たな産地の形成

#### 【畑地整備前後の写真】



整備前



整備後

大区画化による作業効率の増→農地集積  
畑かん整備→多様な作物の導入

#### 【畑地整備概要】

工期	H10～H16
総事業費	1,639百万円
受益面積	4.3ha
受益戸数	112戸
事業概要	区画整理 4.3ha
	畑地かんがい 4.2ha
管理主体	溜水・妙見土地改良区

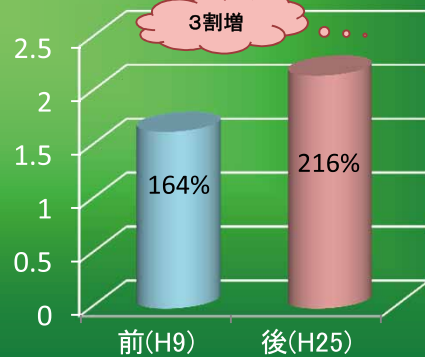


整備後のレタス収穫出荷状況



#### 【作物品目の変化】

(前)		(後)	
主な作物名	事業前(ha)	主な作物名	H25実績(ha)
馬鈴薯	57.9	馬鈴薯	45.1
玉ねぎ	7.3	玉ねぎ	0.6
レタス	2.5	レタス	30.9
		かぼちゃ	1.6
		とうもろこし	1.4
		ブロッコリー	0.9
		アスパラガス	0.2
		その他	4.1
計	67.7	計	84.8
本地面積	41.2	本地面積	39.2
作付率	164.3	作付率	216.3



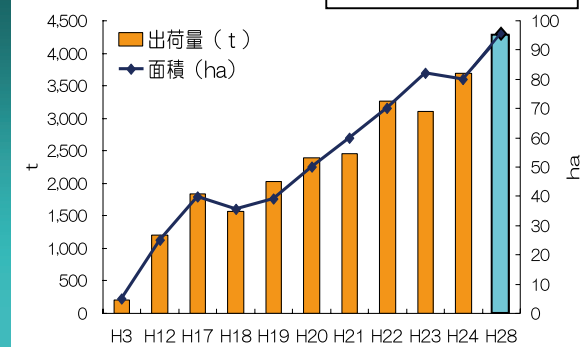
効果事例：離島における高菜の産地拡大による地域雇用の創出と輸送コストの低減

○五島市→高菜の産地拡大

【高菜の栽培状況】



【高菜の出荷量の推移】



【JA塩蔵施設での漬け込み作業 (1次加工)】



【加工業者による商品化】



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・長崎県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、施設園芸や畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図っております。
- ・しかしながら、農林業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化など構造的な課題に加え、燃油、飼料、資材価格の高止まりなど多くの課題を抱えております。
- ・このため、農地や農道の整備といった生産基盤整備により、規模拡大、生産性向上、高付加価値化などを進め、所得向上を図り、意欲ある農業者が継続・継承可能な環境を整備していく必要があります。
- ・また、農業水利施設の多くは老朽化しており、営農面のみならず国土強靱化の対策としても、長寿命化・耐震化対策等の推進が必要となっております。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・本県においては、農地の基盤整備の遅れが土地利用型農業の展開や担い手農家の規模拡大の支障となっており、農業所得向上のためには農地の基盤整備、とりわけ畑地の整備が急務であります。しかしながら、農林水産省の一般公共事業当初予算は、平成22年度から大きく削減されており、平成27年度当初予算でも削減前の平成21年度予算と比較すると、7割にも満たない水準までしか回復しておらず、本県の農業農村整備事業の計画的推進に支障が生じる恐れがあります。
- ・社会情勢に対応する持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のためには、農業所得向上を目指す大規模経営体を育成し、地域農業の中心となる担い手として早期に経営を安定させる必要があります。
- ・また、ため池をはじめとする農業水利施設についても、安全性等を確認するため、県内のため池一斉点検を現在実施中ですが、補修・補強の整備を確実にを行うためには、計画的な営農調整が可能な当初予算による確保が不可欠です。

(参 考)

- ・農林水産一般公共事業費における27年度と21年度の当初予算の比較  
H27→6,399億円  
H21→9,760億円  
○ $6,399 / 9,760 = 65.6\%$ にとどまっている。  
※前年度の補正予算を含めて比較しても  
H27+H26補正→6,753億円  
H21+H20補正→10,417億円  
○ $6,753 / 10,417 = 64.8\%$ の措置にとどまっている。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・本県の農業農村整備事業が計画的に推進できるよう、必要な予算が当初予算で確実に確保されることを求めます。
- ・生産施設や省力化機械、集出荷貯蔵施設や新規就農者の確保にかかる施設整備などの「攻めの農林業」を加速化させるため、計画的な整備に支障をきたすことのないよう、当初において必要な予算の大幅な増額を求めます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく、必要な農地の基盤整備や農村の防災対策、生産施設整備等の計画的かつ効果的な実施が可能となります。

(参考)

- ・今後の水田・畑の基盤整備計画（平成27年度～平成31年度新規予定地区）  
三会原第4地区（島原市）の畑の区画整理など23地区 1,180ha
- ・今後の老朽ため池の改修計画（平成27年度～平成31年度新規予定箇所）  
富江地区（五島市）など 71箇所
- ・今後の主な共同利用施設の整備計画（平成28年度以降の新規予定地区）  
集出荷貯蔵施設（諫早市）など 12地区
- ・適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対する農業用機械等の導入

# 17 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【外務省、防衛省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要な同弾薬庫の一部敷地の早期の返還
- 3 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進
- 4 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
  - (1) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
  - (2) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

佐世保港の全景



自衛隊による利活用基本構想（崎辺地区）



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）は佐世保港の臨港地区の中心部に位置し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。

このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在し、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図る上での阻害要因となっており、また、地域住民に不安を与えている面もあります。  
このため、昭和46年から米軍提供施設の返還要望がなされてきましたが、返還が進捗しない状況が続いたため、従来の返還要望項目について実現性を高める観点から、整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」として見直されました。
- ・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされましたが、前畑弾薬庫を針尾島弾薬集積所（隣接する水域を含む）に移設すること並びに米海軍家族住宅の不足解消が返還条件となっているため、今後なお一層の進捗を図る必要があります。
- ・赤崎貯油所に関する2項目については既に完結し、また、立神港区第1号岸壁から第5号岸壁の返還についても、平成25年6月に日米合同委員会において返還合意されておりました、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、昨年2月、米側から日本側へ返還され、同年7月、国から佐世保重工業㈱へ売却されました。
- ・L C A C移転後における崎辺地区跡地については、日本側への返還と海上自衛隊による利活用を要望し、更には、国による潜水艦の増隻方針を受け、潜水隊群の佐世保配備を要望しました。  
このことに対し、国から、昨年3月、潜水艦部隊の佐世保配備計画はないとした上で、崎辺東側については、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想が示され、また、相浦駐屯地に水陸機動連隊の一つを配置することに併せて、崎辺西側に水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想が示されました。
- ・旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）については、敷地内に米軍のユーティリティ（電力・通信設備等）が埋設されている状態にあります。
- ・佐世保港に占める制限水域の割合は、約80%で、商工活動や港湾整備など佐世保港の発展に大きな障害となっています。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたところであり、今後、前畑弾薬庫の移設が、国による本格的な事業として大きく進展していくことが望まれます。また、同弾薬庫施設内用地の一部敷地は、佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設のため特に必要であり、早期の返還が望まれます。
- ・立神第1号岸壁から第5号岸壁の返還については、第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部が返還されたことから、今後は残る岸壁の早期返還に向けた対応が望まれます。
- ・佐世保港の有効活用を図る上で、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しております。崎辺東地区については、早急に日本側へ返還していただき、海上自衛隊施設の早急な整備を図っていただくとともに、崎辺西地区については、陸上自衛隊（水陸両用車部隊）配備構想の実現に向け、可及的速やかに関係者と調整の上、具体的な整備計画を示していただき、事業として推進していただくことを要望いたします。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。



# 18 「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について

【内閣府、総務省】

## 【提案・要望の具体的内容】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

### 1 一般財源総額の確保

- (1) 地域の実情に応じて地域経済活性化・雇用対策や喫緊の課題である少子化対策をはじめ人口減少対策・地方創生に地方が全力で取り組むため、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 社会保障費の増嵩については、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
- (3) 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、地方全体として必要な地方交付税の額を確保するとともに、その総額については、地方交付税の安定性を高め、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより確保すること

### 2 地方交付税の充実強化

- (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島振興やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
- (2) 平成26年度以降5年程度で見直しを行うこととされている合併市町に対する地方交付税の算定について、消防費や清掃費、保健衛生費等に係る需要の割増など具体的な制度設計を行うにあたっては、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態をよりの確に反映した算定方法とすること

### 3 偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築

- (1) 法人住民税法人税割の交付税原資化をはじめとする地方法人課税の見直しに当たっては、地方税の偏在是正により生じる財源を適切に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること

- (2) 法人実効税率の引下げや、消費税の軽減税率導入、自動車取得税廃止などの車体課税見直しに取り組むに当たっては、地方の財政運営に支障が生じないよう安定的な代替税財源の確保を図ること

#### 4 退職手当債制度の延長

- (1) 本県においては、国の少人数学級の推進に対応したことが主な要因で、退職者数及び退職手当額ともに今後も高い水準で推移することが見込まれることから、退職手当債制度を延長すること

#### 5 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映

- (1) 地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を確保するため、「国と地方の協議の場」などにおいて、地方の意見を十分に聴取し、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと

### 【1 一般財源総額の確保について】

#### ○一般財源総額の確保とは

- ・国の中期財政計画では、地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、経済財政諮問会議等において、地方交付税を含む一般財源の削減・見直しに係る議論がなされています。
- ・地方が人口減少対策・地方創生に取り組むためには、安定的な財政運営が必要であり、平成28年度以降においてもこれまで同様に地方の一般財源総額の確保を求めます。

#### ○地方交付税の安定性の向上、持続可能な制度とは

- ・地方の財源不足については、平成27年度から地方交付税の法定率の見直しがなされ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することにより、一般財源の質が一定改善されたところであります。しかしながら、今回の見直し後も引き続き多額の財源不足が生じていることから、臨時財政対策債の発行など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を求めます。

地方財源不足の状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
○ 地方財源不足額 (億円)	104,664	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205
うち臨時財政対策債 (億円)	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132	55,952	45,249

### 【2 地方交付税の充実強化について】

#### ○多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

- ・県土は、陸域面積は4,105km<sup>2</sup>ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がり方を有します。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。
- ・県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出 (平成25年度決算)	長崎県	全国平均	全国との比較
○ 福祉・子育て支援の経費	6万9千円	5万9千円	1.2倍
○ 教育の経費	10万4千円	8万3千円	1.3倍
○ 警察の経費	2万6千円	2万4千円	1.1倍

#### ○合併市町の実態をよりの確に反映した算定方法とは

- ・合併市町においては、安全・安心の確保や地域に密着したサービスを提供する消防施設、清掃業務、幼稚園や保育所等は、集落が分散する中、行革による効率化に一定の限界があり、また集落の維持のためには重要な役割を果たしていくものです。現在の交付税算定方法では、これらの合併市町特有の財政需要が適切に反映されていないため、施設数に着目した補正を行うなど、よりの確に合併市町に措置できるような算定を求めるものです。
- ・対馬などの離島の合併市町は、地理的要因からくる漂流・漂着ごみの処理や、離島航空路維持、基幹産業の水産業の維持・振興、医療サービスの確保など、離島であるが故の多額の経費が生じています。平成27年度以降、消防費、清掃費等について算定方法の見直しが予定されていますが、国境離島として国家的な役割を果たすためにも集落を維持していく必要があることから、財政運営に支障が生じることがないように、見直しが予定されている経費以外についても、財政需要に応じた算定を求めるものです。
- ・合併により属島となった旧一島一町村については、ごみ・し尿処理施設など住民生活に密着した生活関連施設は今後も維持していく必要があります。合併算定替終了後の財政運営に支障をきたさないよう、これらをよりの確に反映した算定を求めるものです。

### 【3 偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築について】

#### ○地方法人課税の偏在是正とは

- ・消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであります。
- ・今後の地方法人課税の見直しにあたっては、本県のような税収の乏しい団体に十分配慮の上、適切な地方税源の偏在是正方策を講じていただく必要があると考えております。

#### ○安定的な税財源の確保とは

- ・法人実効税率は平成28年度までで3.29%引き下げることとされておりますが、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保が必要と考えます。
- ・消費税の軽減税率制度導入は、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となります。
- ・消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところでありますが、自動車取得税は、従来から偏在性が少なく、県・市町（税額の約7割を自動車取得税交付金として市町へ交付）両方にとって貴重な税源であることから、代替財源が必要と考えます。

#### 【4 退職手当債制度について】

##### ○退職手当債制度の延長とは

- ・長崎県では、退職者数・退職手当額ともに、平成27年度以降も高い水準を保ち、平成36年度にピークを迎えますが、これは国の少人数学級の推進に対応したことが主な要因となっており、「団塊の世代」の大量退職後においても引き続き大量退職が続くことから、当分の間、退職手当債制度の延長を求めているものです。

##### ①退職者数の推移 (H22～H25：決算ベース H26：2月補正予算ベース H27：当初予算ベース H28以降：見込み) (単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
一般	218	193	205	174	201	216	156	168	199	158
教育	1,450	1,415	1,487	1,614	1,515	1,566	1,592	1,637	1,651	1,653
警察	131	150	154	137	112	136	116	145	120	133
合計	1,799	1,758	1,846	1,925	1,828	1,918	1,864	1,950	1,970	1,944
	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	
一般	194	214	236	222	229	229	224	228	234	
教育	1,671	1,617	1,655	1,654	1,719	1,608	1,589	1,644	1,637	
警察	129	107	135	118	102	107	99	98	111	
合計	1,994	1,938	2,026	1,994	2,050	1,944	1,912	1,970	1,982	

##### ②退職手当額の推移

##### (H22～H25：決算ベース H26：2月補正予算ベース H27：当初予算ベース H28以降：H27当初予算単価による積算) (単位：百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
一般	4,301	3,364	4,177	2,584	3,110	3,533	2,406	2,675	3,371	
教育	7,996	8,622	9,632	8,531	9,092	10,335	10,936	11,975	12,298	
警察	3,174	3,424	3,308	2,275	2,041	2,353	1,916	2,550	2,004	
合計	15,471	15,410	17,117	13,391	14,243	16,221	15,258	17,200	17,672	
退職手当債発行額	3,000	3,996	5,063	2,274	3,572	5,255				
	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
一般	2,451	3,258	3,707	4,200	3,886	4,043	4,043	3,931	4,021	4,156
教育	12,344	12,760	11,513	12,390	12,367	13,868	11,305	10,866	12,136	11,975
警察	2,288	2,200	1,720	2,331	1,960	1,611	1,720	1,545	1,523	1,807
合計	17,083	18,218	16,940	18,922	18,214	19,522	17,068	16,343	17,680	17,937

#### 【5 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

##### ○国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

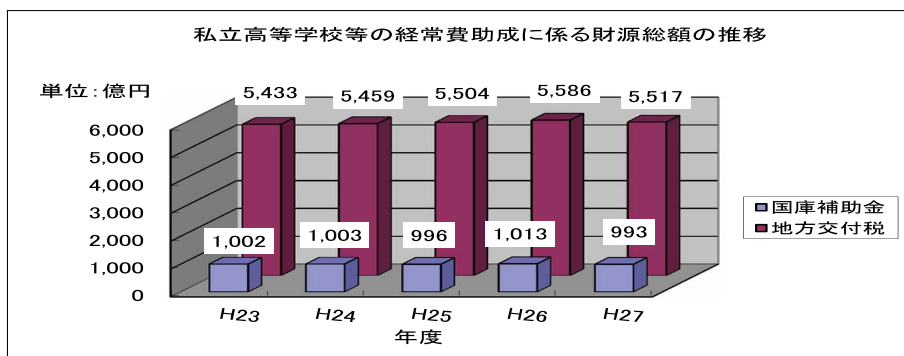
- ・本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。
- ・このようなことがないよう、地方と事前に十分な協議を行うことを求めます。

# 19 私学助成の充実強化について

【総務省、文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

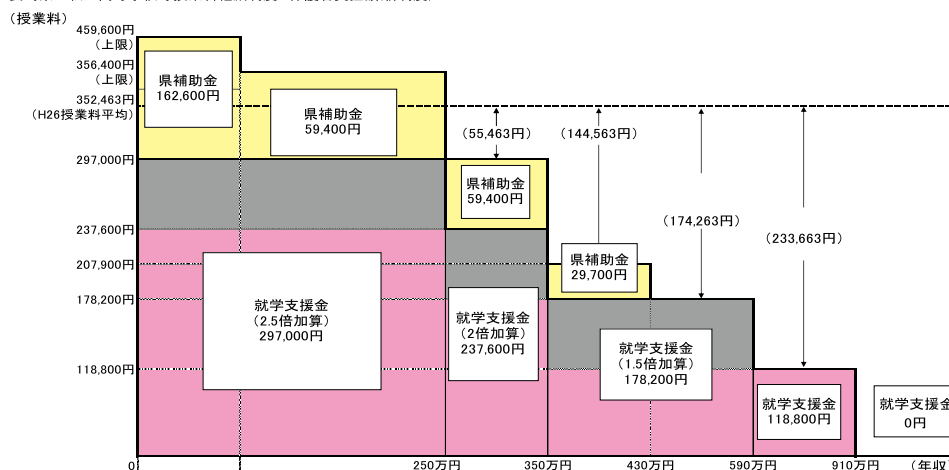
- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
  - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
  - (2) 私学振興のため、経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の充実を図ること
  - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた経常費助成費補助金の特別加算措置を設けること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金の更なる拡充を図ること



国の生徒一人当たり補助単価の推移 (単位: 円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	
高校	国庫補助金	52,905	52,958	53,329	53,702	54,239
	地方交付税	255,900	257,300	259,900	263,300	266,700
	計	308,805	310,258	313,229	317,002	320,939
中学校	国庫補助金	46,087	46,133	46,456	46,781	47,249
	地方交付税	255,400	256,800	259,400	262,800	266,200
	計	301,487	302,933	305,856	309,581	313,449
小学校	国庫補助金	44,487	44,531	44,843	45,157	45,609
	地方交付税	255,400	256,800	259,400	262,800	266,200
	計	299,887	301,331	304,243	307,957	311,809
幼稚園	国庫補助金	22,619	22,642	22,800	23,005	23,235
	地方交付税	148,600	149,400	150,900	153,200	155,200
	計	171,219	172,042	173,700	176,205	178,435

長崎県の私立高等学校等授業料軽減制度と保護者負担額(新制度)



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ しかし、少子化の進行により私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成26年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施され、平成26年度入学生からは年収590万円未満世帯の生徒に対して支援金額が増額されましたが、依然として保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**◆私立高等学校等経常費助成費補助金の拡充について**

- ・ 本県では、国の経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税の交付単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付していますが、私立学校の健全な経営のためには国庫補助単価及び地方交付税交付単価の更なる増額が必要です。

**◆地域の実情に応じた助成の加算措置について**

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の約40%を占めており、100人未満の小規模校が4校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱であります。公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

**◆高等学校等就学支援金の更なる拡充について**

- ・ 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成26年度平均で352,463円です。  
県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成していますが、年収250万円以上の世帯は保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の更なる拡充が必要です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園を含む）の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立高校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・ 高等学校等就学支援金の更なる拡充を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況が改善され、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担が軽減につながることができます。
- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができます。

## 20 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【総務省、文部科学省】

### 【提案・要望の具体的内容】

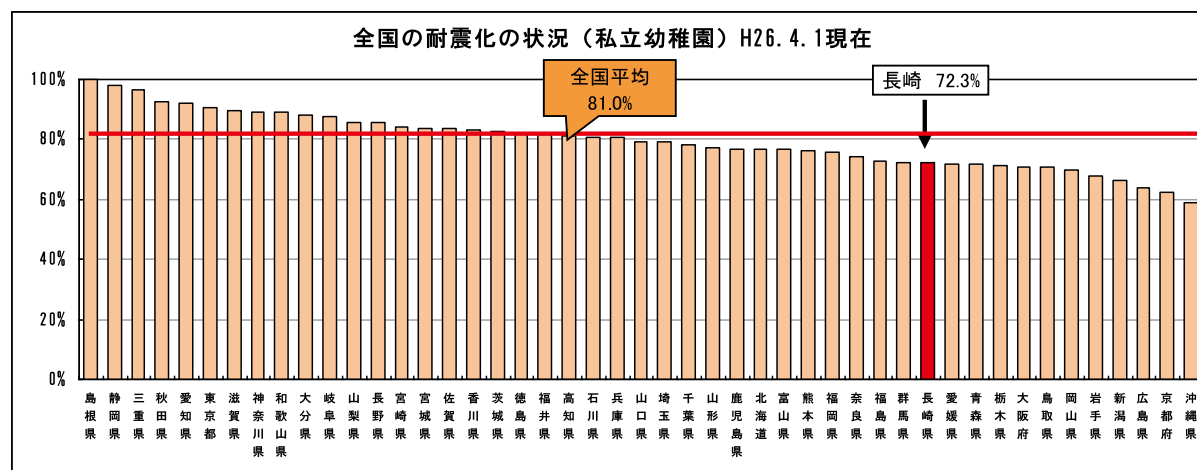
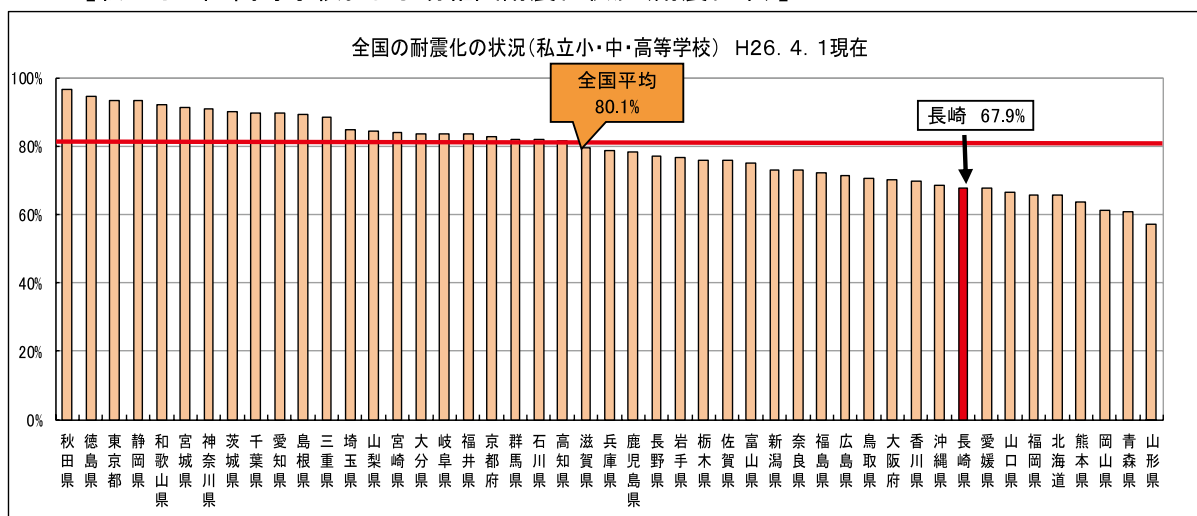
#### 1 耐震化事業に係る国庫補助の充実

- (1) 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業（補強・改築）に係る予算について、十分に確保すること
- (2) 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- (3) 耐震補強工事に係る補助対象経費の上限撤廃措置を延長すること

#### 2 耐震化のための地方財政措置の充実

私立学校・幼稚園施設を対象に地方が単独で行っている補助に対し、地方財政措置を充実すること

【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・ 学校及び幼稚園は、児童、生徒及び幼児が長時間過ごす生活・学習の場ですが、本県における私立学校・幼稚園の耐震化率は全国平均を下回っており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境づくりは公私の区分なく進める必要がありますが、本県においては、県立学校の耐震化率が100%、市町立小中学校の耐震化率が約90%となっている一方で、私立学校・幼稚園の耐震化は設置者負担が大きいこと、取組が進まない状況となっています。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**◆公立学校と同率の補助率について**

- ・ 私立学校・幼稚園の国庫補助率は、①耐震補強Is値0.3未満の場合1/2、②耐震補強Is値0.3以上0.7未満の場合1/3、③改築1/3となっており、公立学校の①2/3、②1/2、③1/3～1/2と比べて低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいことから思うように取組が進まない状況にあります。耐震化促進のため、県独自の補助制度（補助率1/6）を設けていますが、耐震化を促進するためには、公立学校と同率の補助率とすることが必要です。

**◆耐震補強工事に係る補助対象経費上限撤廃措置の延長について**

- ・ 耐震補強工事に係る補助対象経費上限撤廃が平成27年度までの時限措置となっていますが、本県の私立学校・幼稚園の耐震化が遅れており平成27年度までの耐震化達成が困難な状況にあるため、補助対象上限撤廃措置の延長が不可欠です。

**◆私立学校・幼稚園施設の地方単独補助に対する地方財政措置の充実について**

- ・ 公立小中学校の施設整備は、国の補助を受け、設置者である市町負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置を受けています。  
私立学校及び幼稚園の施設整備については、平成27年度から、緊急防災・減災事業債の適用対象となりました。しかし、私立学校については対象となる施設が指定避難所と限定されており、適用可能性のある施設が少ないことから、耐震化を促進するためには、私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助について、有利な地方債の適用要件の緩和（指定避難所要件の撤廃）など、地方財政措置を充実していただく必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業（補強・改築）に係る予算が十分に確保されることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率について、公立学校と同率とすることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設に対して地方が単独で行っている補助について、地方財政措置を充実することを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 国庫補助額が増額され、私立学校・幼稚園施設設置者の負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境が確保されます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助への地方財政措置が講じられることで、耐震化の一層の促進が図られます。



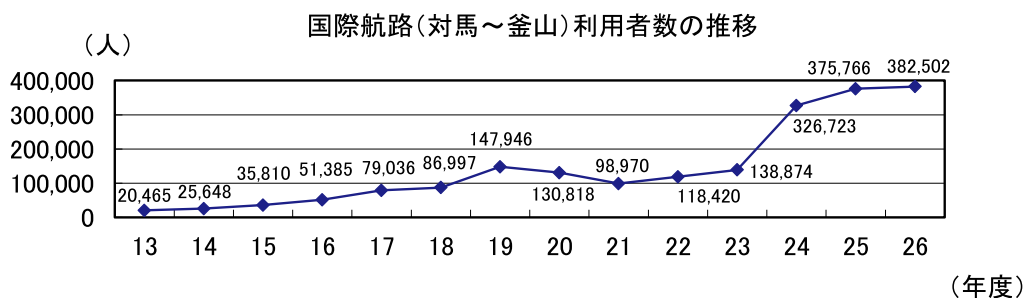
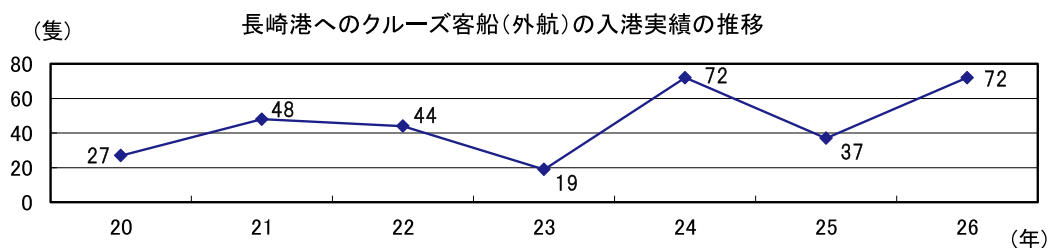
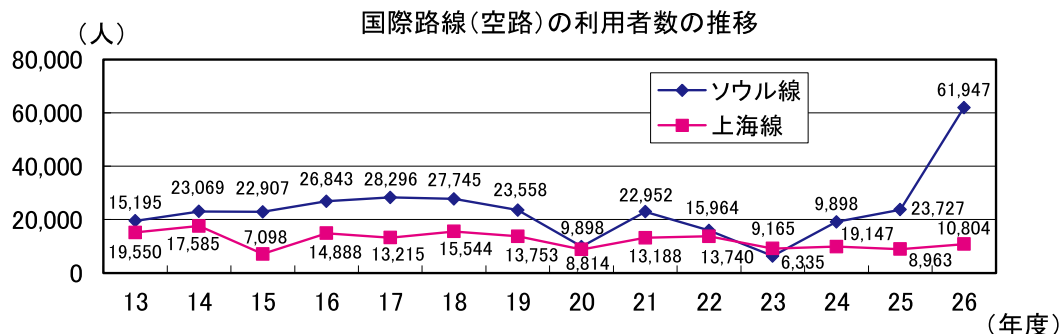
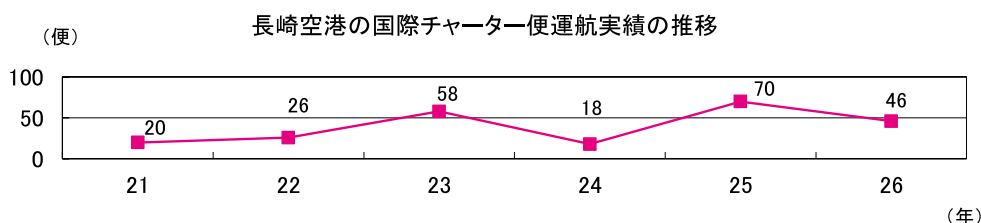
## 21 C I Q体制の強化について

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省】

### 【提案・要望の具体的内容】

アジア諸国との相互交流をさらに拡大し、将来に向けて友好関係を発展させるため、交流の玄関口となる空港、港湾においてC I Q体制強化を図ること

- (1) 国際航空路及び国際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港のC I Q体制強化を図ること
- (2) 今後、国際路線の就航の取組を進めている福江空港についてもC I Q体制を整えること



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

国においては、「訪日外国人3000万人プログラム」の実現に向けてビジット・ジャパン事業に取り組んでいます。本県におきましても、「アジア・国際戦略」を策定し、アジアをはじめとした海外の活力を取り込み、経済活性化につなげるための取組を積極的に推進しており、アジアからの誘客拡大に向けても様々な施策を展開しているところです。

アジア諸国からの訪日客数は平成15年の約351万人から平成25年には2.3倍の約812万人へと拡大し、訪日外客数全体でも、平成25年には初めて1,000万人を突破いたしました。アジア諸国の経済成長は目覚しく、訪日客数も今後さらなる拡大が見込まれますので、国の玄関口となる空港、港湾において受入態勢の充実を図ることが必要です。

本県におきましても、空港管理者、港湾管理者の立場から鋭意態勢充実を図っているところですが、訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。

この結果、交流拡大と信頼関係の確立により、わが国とアジア諸国との外交関係の強化につながると考えます。

このため、空港、港湾においてC I Q体制の強化を望みます。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**○長崎空港、対馬空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港のC I Q体制**

本県においては、アジアをはじめとする海外の活力を取り込むために、「アジア・国際戦略」を推進しており、従来から上海、ソウルへの国際定期航空路の維持・利用促進や国際チャーター便（平成26年：長崎空港46便）、クルーズ客船（平成26年：長崎港72隻、佐世保港8隻）の誘致に努めております。

現在、長崎空港、長崎港のC I Qの体制は、ほとんどが長崎市内のC I Qを中心に対応を願っていますが、上海線など国際定期航空路、国際チャーター便、クルーズ客船等が同日の入出港になった場合、県外からの出張対応でも難しい状況となっております。

佐世保港においても、平成27年4月に国際旅客ターミナルが供用開始されており、今後は急速に市場拡大が進む中国発着クルーズの寄港増加や韓国との国際定期航空路の就航などにより、利用者がさらに増加し、長崎空港への国際定期航空路や長崎港への大型クルーズ客船の寄港など同日の入出港となることも見込まれます。

更に、近年のクルーズ客船が大型化していること、また、対馬においては、近年韓国との交流が盛んになっていることから、入国審査に要する時間の短縮化は喫緊の課題となっております。

**○国際路線の就航の取組を進めている福江空港のC I Q体制の整備**

福江空港については、韓国からの継続的な国際チャーター便就航に向けた取組を進めており、長崎県の国際化を促進するため、C I Q体制を整えることが必要です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・長崎県内の空港や港のC I Q機関の増員及び常駐化等の体制強化を望みます。
- ・国際路線の就航の取組を進めている福江空港についてもC I Q体制を整えることを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。また、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むことにより、経済活性化が図られます。

## 22 宿泊施設の耐震化促進のための施策の充実について

【内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

耐震改修促進法の改正に伴い実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要となる宿泊施設については、補助制度を活用してもなお、多額の自己負担が生じることになり、これまでも厳しい経営状況の中で経営を続けてきたホテル・旅館等にとっては、大きな負担となることが予想される。

宿泊施設は、外国人観光客の誘致拡大をはじめ、国の成長戦略を推進する上で重要な役割を担っているものであり、こうした実情を十分に踏まえ、以下の施策を講じること。

- 1 耐震改修に要する経費を削減するとともに、宿泊施設の営業への影響を最小限にとどめることができるよう耐震改修工法の技術開発を促進すること
- 2 宿泊施設の自己負担に対する融資が円滑に行われるよう努めるとともに、国においても、融資制度の更なる充実を図ること

#### 耐震診断が義務付けられる宿泊施設

○要件

階数3以上 かつ 5,000㎡以上の施設(昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられたもの)

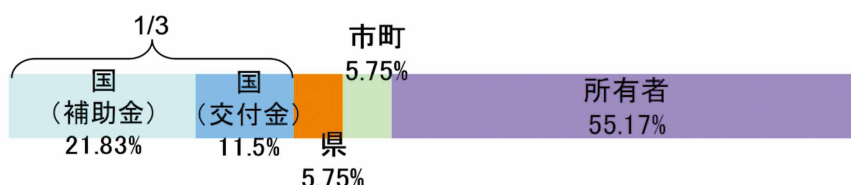
○長崎県内における対象宿泊施設数

市名	長崎市	佐世保市	島原市	大村市	平戸市	雲仙市	計
箇所数	6	1	2	1	4	8	22

#### 耐震改修(建替え含む)に要する自己負担額試算

○本県における補助率

1) 避難所等指定なしの場合



2) 避難所等指定ありの場合



○事業費  $48,700円 \times 9,164m^2 = 446,287千円$

※ $m^2$ あたり単価は、H26国要綱の限度額、面積は、対象22施設の平均を採用

○事業者負担額

1)避難所等指定なしの場合  $446,287千円 \times 55.17\% = 246,217千円$

2)避難所等指定ありの場合  $446,287千円 \times 4/15 = 119,010千円$

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

平成25年11月25日に改正耐震改修促進法が施行され、宿泊施設など、一定の要件を満たす建築物の所有者は、平成27年12月31日までに、耐震診断を実施し、その結果を、所管行政庁へ報告すること、所管行政庁は、診断結果を公表することが義務づけられたところです。本県には、昭和30～40年代に建築された宿泊施設が数多く残っており、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断される施設が相当数あるものと考えられます。

宿泊施設の耐震性の確保は、宿泊客の生命や身体の安全性の確保の面から、喫緊の課題であることは言うまでもありません。しかし、宿泊施設は、これまで厳しい経営環境に置かれており、補助制度を活用しても、多額の自己負担が予想される耐震改修を行う余力がありません。また、耐震診断結果については、耐震性の有無や、改修工事の予定等が公表されるため、耐震性が無く、改修工事の予定もない宿泊施設は、安全性への不安から、宿泊客が減少し、経営が圧迫され、廃業を選択する施設も出てくることが考えられます。老朽化した施設が多い地域については、観光地そのものが衰退してしまうことも考えられます。

国においては、成長戦略の一環として、2020年に訪日外国人旅行者2,000万人の実現を目指す取組が行われており、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「観光地づくり、ローカル版クールジャパンの推進」が掲げられていますが、宿泊施設は、このような国の政策を下支えする重要な役割を担っていることを踏まえ、耐震改修が円滑に実施されるための施策が必要と考えます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

耐震改修を行うためには、補助制度を活用しても、多額の自己負担が想定されますが、宿泊施設は、これまで厳しい経営状況にあったことから、この負担に耐えうる体力がありません。そのため、可能な限り、改修工事費を圧縮することや営業への影響を最小限にとどめることが必要です。また、併せて、自己負担に対する資金調達が円滑に行われることや、長期かつ低利の資金の確保が必要ですが、民間金融機関や県と民間金融機関が協調した対応だけでは、リスク負担の問題などから、事業者が求めている要件を満たすことは難しいと思われまます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

1. 工事の低コスト化や、営業への影響を最小限にとどめる耐震改修工法の技術開発に民間と連携して取り組むとともに、開発された技術の普及促進を図ることを要望します。
2. 中小企業金融の円滑化の観点から、宿泊施設に対する融資が積極的に行われるよう金融機関に働きかけを行うとともに、政府系金融機関による融資制度の更なる金利負担の軽減や、資本金ローンなどの宿泊施設の財務内容を毀損させない制度の充実を図るよう要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

宿泊施設の耐震改修が促進され、宿泊客の生命や身体の安全性が向上するとともに、国の観光政策の下支えとなる宿泊施設の経営安定化が図られます。

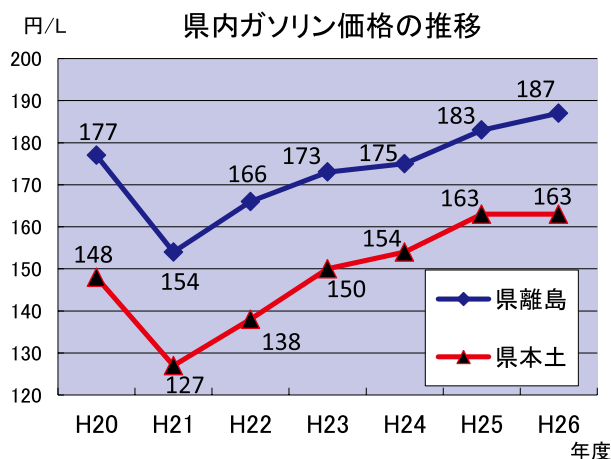
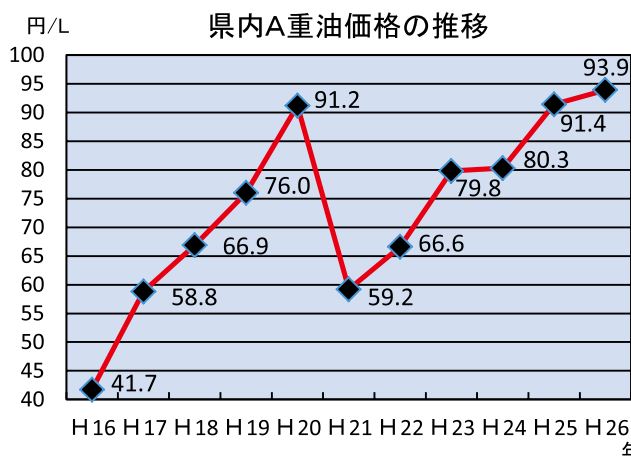
## 23 燃油価格高騰対策について

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

燃油価格は依然として高い水準にあり、県民生活や産業に多大な影響を及ぼしていることから、各種施策を講じること

- 1 農林漁業用のA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化を図ること
- 2 漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しを図ること
- 3 施設園芸及び茶のセーフティーネット構築事業の継続及び葉たばこを対象品目に追加すること
- 4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化を図ること
- 5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実を図ること
- 6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度を創設すること
- 7 離島地域における揮発油税の減免等を行うこと



### 【1 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化について】

#### ○石油石炭税、軽油引取税の特例措置の免税・還付措置の恒久化とは

農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付及び軽油引取税の免税については、現在、特例措置により行われています。

このうち、石油石炭税にかかる特例措置は平成28年度まで、また軽油引取税の免税措置は平成29年度までと、いずれも措置期限が設けられています。

燃油価格の高止まりが続く中、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため恒久化を望みます。

## 【2 漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しについて】

### ○漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しとは

漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施され、さらに、平成25年7月からは特別対策発動ラインを越える補填金について、国と漁業者の負担割合を3：1とする等の対策が行われています。

しかし、現在の補填基準額は、燃油価格高騰後の期間の平均値であるため高水準となっており、燃油価格の高止まりが続いた場合、補填金が交付されない状況となっています。

そのため次の見直しを望みます。

- (1) 燃油価格高騰後の期間に基づき算出されるため高水準となっている補填基準額について見直しを行うこと
- (2) 補填基準額を超えるすべての部分について、国と漁業者の負担割合を3：1とするとともに恒久的な対策とすること

## 【3 施設園芸及び茶のセーフティーネット構築事業の継続及び対象品目の追加について】

### ○施設園芸セーフティーネット構築事業の継続及び対象品目の追加とは

園芸用燃油の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する施設園芸セーフティーネット構築事業に加え、平成26年度補正予算で茶のセーフティーネット構築事業が実施されることとなりました。

燃油価格の高止まりによる生産経費の増加は、農業経営にとって重い負担となっているので平成28年度以降においても、対策の継続及び葉たばこについて対象品目への追加を望みます。

## 【4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化について】

### ○省エネルギーの取組に対する支援とは

(1) 燃油価格高騰緊急対策にて、ヒートポンプ導入等を推進する施設園芸省エネ施設のリース導入支援が平成25年2月より実施されておりますが、燃油の高止まりが長期にわたり農業者の経営を圧迫していることを鑑み、平成28年度以降においては、これまでの支援に加え、従来の重油暖房機等に比べ高価であるバイオマスエネルギーを利用した施設（木質バイオマスボイラー等）への高率の助成を要望します。

(2) 省エネ型漁業用機器設備の導入を支援する省エネ機器等導入推進事業について、平成26年度補正予算により措置されましたが、支援が継続できるよう制度の延長を望みます。

## 【5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実について】

### ○地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実とは

存続が危機に瀕している陸上交通、離島航路及び離島航空路については、生活交通確保維持改善計画に基づき、運行（航）欠損額を事前算定方式により支援されているところですが、燃油価格の高騰により、計画以上に欠損額が増加することが有り得ることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう、実績を踏まえた支援の実施と必要な予算の確保を望みます。

## 【6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設について】

### ○輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設とは

運行（航）欠損額に対する支援制度のない地域鉄道や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路等の輸送事業においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないよう、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設を望みます。

## 【7 離島地域における揮発油税の減免等について】

### ○離島地域における揮発油税の減免等とは

離島のガソリン小売価格については、「離島ガソリン流通コスト支援事業」により実質的な値下げの支援が行われているところですが、依然として本土よりも20円／リットル以上の割高になっており、島民にとっては、本土との価格差縮減の実感を持ち得ない状況にあります。この価格差を抜本的に是正するため、地方財政に影響を及ぼさないように十分に配慮したうえで、離島地域における揮発油税及び地方揮発油税の本則税率を上回る特例分について、減免措置を講じるよう望みます。

また、揮発油税等の減免が実施されるまでの間、現在実施されている「離島ガソリン流通コスト支援事業」を継続していただくよう望みます。

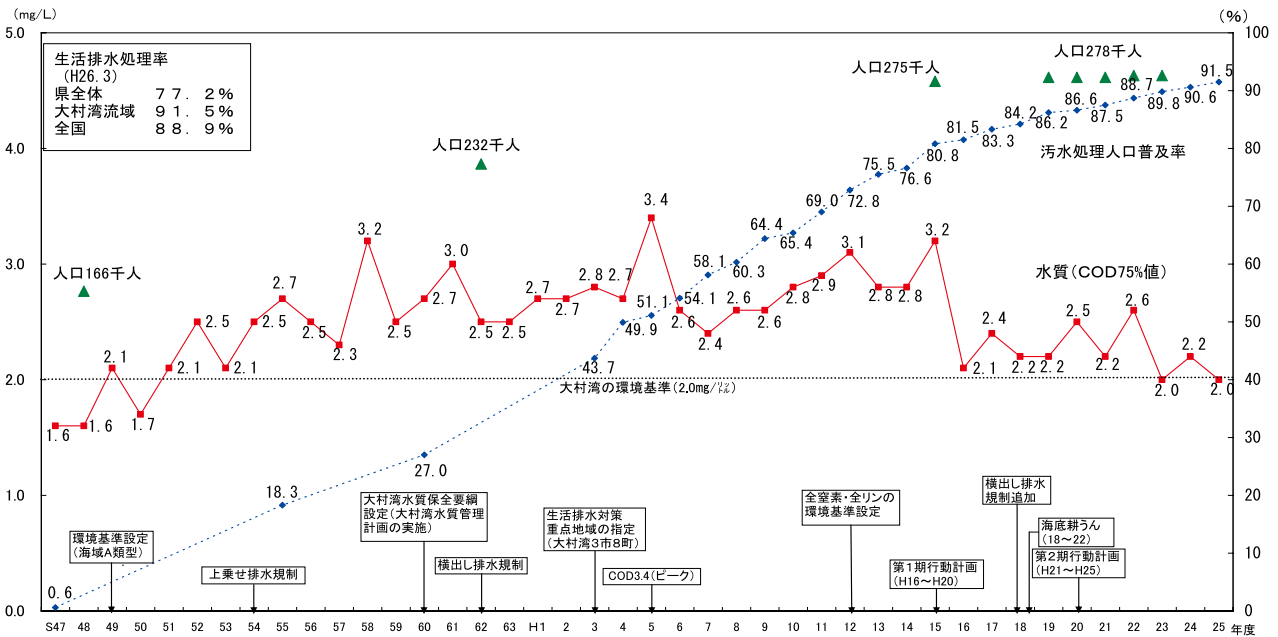
# 24 水環境対策の推進について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

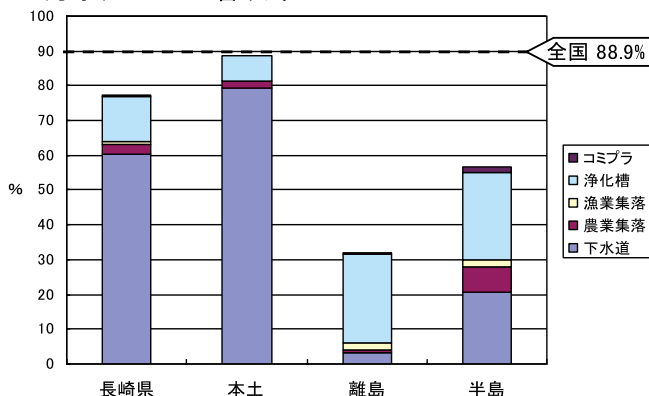
## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 全国有数の閉鎖性水域である大村湾の環境保全と水産資源の回復を図るための支援を行うこと
  - ・ 下水処理施設の高度処理化の財政支援
  - ・ 貧酸素水塊対策技術の実用化及び底質改善のための環境基準項目の追加
  - ・ 海域の自律的な再生能力を高める浅場造成などの財政支援
- 2 汚水処理人口普及率が全国を下回っている本県において、良好な生活環境を構築する公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のため必要な財源を確保するとともに、交付率嵩上げ等による市町の負担軽減を図ること（特に離島・半島地域）
- 3 硝酸性窒素による地下水汚染対策を強化しその財政支援を行なうこと

### 1 大村湾流域における水質等の経年変化



### 2 汚水処理人口普及率



地域別汚水処理人口普及率・未普及人口 (平成25年度末)

汚水処理人口普及率	長崎県	77.2 %
	本土	88.7 %
	離島	32.0 %
	半島	56.9 %
未普及人口	長崎県	322,577 人
	本土	98,908 人
	離島	90,397 人
	半島	133,272 人

※本土とは、離島・半島以外の地域をいう。

【1 大村湾の水質保全について】

○大村湾の特徴

琵琶湖の約半分の面積を持つ大村湾は、変化に富んだ海岸の独特な景観を持つ、波穏やかで風光明媚な閉鎖性水域です。

長年にわたる下水道整備などの成果により、CODなどの水質については改善傾向にありますが夏季に湾を覆う規模で貧酸素水塊が出現するなど、生物の生息場としては、未だ厳しい状況にあり、流域及び湾内の対策が必要です。

○下水処理施設の高度処理化とは

沿岸の污水处理施設の整備とともに、富栄養化抑制対策として高度処理が必要なため、十分な財源を確保していただくことを要望します。

○貧酸素水塊対策技術の実用化及び底質改善のための環境基準項目の追加とは

実証的に実施している海底から空気を送りこむエアレーション技術については、環境省の「沿岸域環境改善技術評価事業」で貧酸素水塊対策としての効果が期待できるとの評価を受けており、国内外の他の水域へも適用可能と考えております。平成28年度以降、全国の閉鎖性水域対策技術のモデルケースとして大村湾全体へ事業展開することを要望します。

また、環境省中央環境審議会で審議されている底層の溶存酸素濃度等を早急に環境基準項目に追加していただくとともに、底質改善に向けた施策の展開を要望します。

○自律的な再生能力を高める浅場造成などの財政支援とは

大村湾では、これまでに約600haが埋め立てられており、海の自律的な再生能力を高めるためには、生物の貴重な生息場である浅場や藻場等を再生・保全することが重要です。平成26年度から約1haの浅場を造成する実証事業に取り組んでおり、湾内の環境改善のため、一定規模の浅場を造成することに対する財政支援を要望します。

【2 公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備促進について】

○整備促進のための財源確保とは

平成25年度末の本県の污水处理人口普及率(77.2%)は、全国平均(88.9%)より低く、全国順位は34位です。生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算は近年縮減されてきていますので、市町が要望する事業費を満額確保していただくことを要望します。

要望に対する内示率(%)

		H25当初	H26当初	H27当初	
下水道	社会資本整備	77.8	83.0	76.7	
	防災・安全社会資本整備	97.3	73.9	50.2	
浄化槽	循環型社会形成推進・污水处理施設整備	本土	91.6	87.3	91.9
		離島	100.8	200.2	410.8

○離島、半島地域の交付率の嵩上げとは

平成25年度末現在の離島、半島地域の污水处理人口普及率は32.0%、56.9%と、大きく遅れている現状にあります。

このため、財政力の弱い離島・半島市町において污水处理施設の整備促進が図られるよう、国費の交付率の嵩上げ、浄化槽における補助基準額の拡大等をしていただくことを、要望します。

各事業に対する交付率

事業名		現在	要望
下水道	処理場	1/2、5.5/10	5.5/10、6/10
	管渠	1/2	5.5/10
農業・漁業集落排水		1/2	5.5/10
浄化槽		1/2(離島)、1/3(半島)	6/10(離島)、1/2(半島)

【3 硝酸性窒素による地下水汚染対策について】

○地下水汚染対策の強化とその財政支援とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます(畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど)。



## 25 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

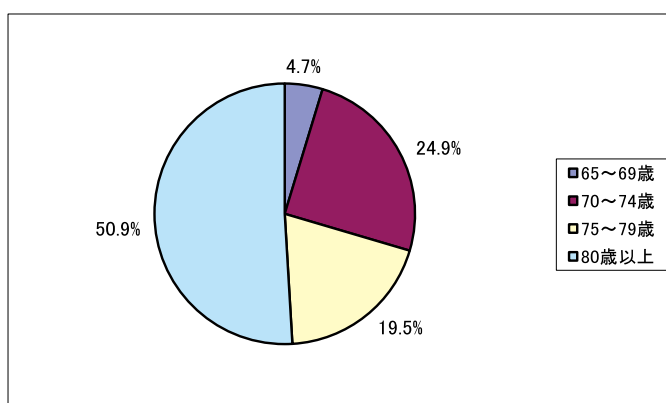
### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 保健医療福祉事業を充実すること
  - (1) 原爆症認定制度については、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」の運用状況及び効果を検証し、より被爆者救済に資する制度となるよう、必要に応じて見直しを行うこと  
また、原爆症の認定審査については、より一層の迅速化を図ること
  - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているので、特定健康診査の検査項目を追加するなど健康診断内容等の充実を図ること
  - (3) 介護保険利用に伴う援護対策における所得制限を撤廃するとともに、助成対象サービスの拡大及び地方負担の改善を図ること
  - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること  
特に、老朽化した長崎原爆病院の建替工事に当たっては、多額の経費を要することから、設置の趣旨に則り、特段の助成措置を講じること
  - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
  - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講じること
- 2 在外被爆者援護については、平成26年度から上限額の大幅増額や上限額超過分に対する措置の創設など、保健医療助成事業の改善が図られたが、在外被爆者救済の立場に立ち、居住国における実情を踏まえ、より利用しやすく実効性のある事業となるよう必要な措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること  
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)が行う放射線被曝(爆)者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断にがん検診を追加するなど内容等の充実を図ること  
また、被爆二世に係る健康状況の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業の充実を図ること

## 被爆者の年齢区分

(平成27年3月31日現在 単位：人、%)

総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
47,868	2,249	11,903	9,334	24,382
100.0%	4.7%	24.9%	19.5%	50.9%



### 【1 保健医療福祉事業について】

#### ◆原爆症認定について

##### ○原爆症認定制度の検証と見直しとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」での検討結果を踏まえて、審査方針の見直し（非がん疾病についての基準緩和）が行われましたが、実際の認定審査における運用状況を検証し、認定範囲が従来よりも広がるよう、必要に応じて基準の見直しを行っていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

#### ◆健康診断について

##### ○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成26年度末の被爆者の平均年齢は80.68歳と高齢になってきており、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

##### ○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、脂質検査、心電図などを追加して「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。また、がん検診について、胃内視鏡検査及び前立腺がん検診を追加していただくよう望みます。

#### ◆援護対策について

##### ○援護対策における所得制限の撤廃とは

現在、所得制限により制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じていますので、訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を撤廃していただくよう望みます。

##### ○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善とは

介護保険等利用助成に係る助成サービスには、認知症対応型共同生活介護をはじめ、助成の対象外とされているサービスがあります。このため、すべての介護サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているため、全額国庫補助としていただくよう望みます。

#### ◆施設・設備整備について

##### ○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

昭和57年に建設された現在の長崎原爆病院は、老朽化や狭隘性の面から早急な建替えが望まれており、平成27年度から建替えが予定されているところです。しかしながら、建替工事については、多額の経費を必要とし、病院単独での建設は困難な状況であることから、同病院が被爆者医療において果たしている重要な役割にかんがみ、平成28年度以降も特段の助成措置を講じていただくよう望みます。

#### ◆原子爆弾小頭症について

##### ○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により生を受けたときから重い障害に苦しんでいます。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきました。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

##### ○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

##### ○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

#### ◆地方負担について

##### ○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

##### ○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実を望みます。

## 【2 在外被爆者援護について】

##### ○居住国における実情を踏まえた援護措置とは

在外被爆者に対する保健医療助成事業については、平成26年度から上限額の増額や上限額超過分に対する措置等の見直しが行われましたが、居住国における被爆者や医療機関、医療制度の実態等を踏まえて、申請手続きの簡素化など、より利用しやすく充実した事業となるよう特段の配慮を望みます。また、在外被爆者の健康診断に要する費用については、十分な予算を確保されるよう望みます。

## 【3 調査研究の推進について】

#### ◆遺伝的影響について

##### ○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり、今後とも十分な助成を望みます。

##### ○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

（公財）放射線影響研究所において、被爆二世臨床調査が行われています。今後とも二世等の健康影響に関する調査の充実が図られるよう望みます。

#### ◆啓発活動について

##### ○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すとともに、原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

#### 【4 放射線被曝（爆）者医療国際協力事業について】

##### ○長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者の救済を目的として、長崎県、長崎市、長崎大学、日本赤十字社長崎原爆病院、放射線影響研究所等が構成員となり、1992年（平成4年）に設立した組織です。

##### ○事業への助成措置とは

ナシムでは、長崎大学や日本赤十字社長崎原爆病院と協力し、国外からの医師等の受け入れ研修及び専門家の派遣を行うとともに、ヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療における国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

#### 【5 弔意事業について】

##### ○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

#### 【6 被爆二世について】

##### ○被爆二世の健康診断内容等の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
  - a がん検診（7項目）の追加
  - b 委託単価の改善
  - c 受診者に対する交通費の支給
  - d 健康診断結果の集計の公表

#### 【7 被爆体験者支援事業について】

##### ○被爆体験者支援事業の充実とは

被爆体験者は高齢化しており継続的な支援が必要であることから、以下のことを望みます。

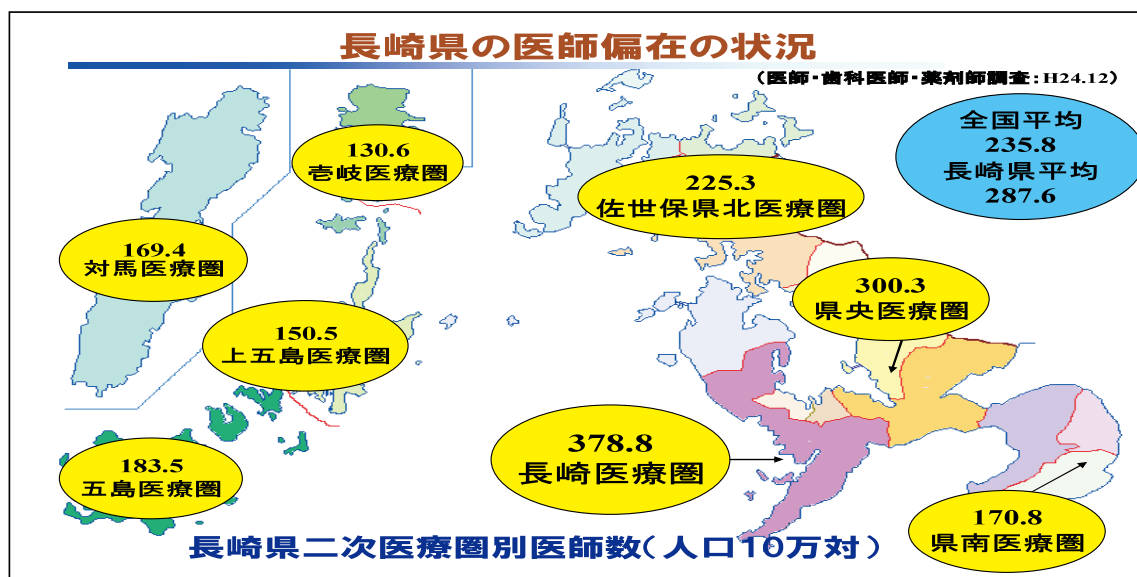
- ア 事業予算の確保
- イ 被爆体験者医療受給者証の更新期間の延長等更新手続きの簡素化
- ウ 認定疾患における対象合併症の拡大
- エ 県外居住の被爆体験者及び原爆投下時胎児であった被爆体験者に対する精神影響に係る科学的検証
- オ 精密検査の実施など健康診断内容等の充実

## 26 離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について

【厚生労働省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師の確保について、離島・へき地病院等への勤務を誘導する新たな医師養成・配置制度を構築すること
- 2 新たな専門医制度の導入にあたっては、医師の偏在是正に実効ある仕組みとするとともに離島・へき地に勤務する医師であっても勤務地を長期間離れることなく専門医資格の取得・更新を可能とする等、離島・へき地医療の現状を十分に考慮すること
- 3 離島・へき地における看護職員の確保について、新たに制度創設された「看護師等資格保持者の届出制度」が有効に活用されるよう、事業周知の徹底と県外在住者等へのアプローチができる仕組みとすること



### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増加している一方で、医師や患者の専門医指向により診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加し、全国的に医師不足の状況にあります。

本県内においても、医師の都市部への集中、大都市圏への流出などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。

加えて、離島・へき地では、研修施設・症例数などの要件のため専門医資格の取得が難しく、地域偏在・診療科偏在の一因となっています。さらに、平成29年度から導入される予定の新たな専門医制度の整備指針においても、これらの偏在是正策や離島・へき地で勤務する医師であっても専門医資格が取得・更新できる方策が具体的に示されていない状況です。

地域枠による医学部入学定員の増加策により、今後、医師の供給数は増えていくものと思われませんが、効果が現れるまでには長期間を要することから、速効性は期待できず、また、現行制度のままでは、供給増分が離島・へき地の医師の継続的な確保に繋がる保証もありません。

そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門研修中における離島・へき地での臨床実績を評価する方法などが必要となります。

離島・へき地において、退職者の欠員補充や産休・育休代替職員の確保など看護師の確保は難しく、特に離島の基幹病院において、定員に対する常勤看護職員の不足状況が続いています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、諸外国に倣い、地域別や診療科別で必要とされる医師の適正数・適正配置の設定など、離島・へき地への勤務を促進する国家レベルでの誘導策を検討することが必要であると考えます。
- 離島・へき地に勤務する医師が長期間勤務地を離れることなく専門医資格を取得・更新するためには、ICTを活用した指導などによる離島・へき地における研修体制や症例数の確保などに関する要件の柔軟な設定が必要であると考えます。
- 「看護師等資格保持者の届出制度」において、システム（届出登録者情報）を活用して離島・へき地へ誘導できる仕組みが必要であると考えます。

《医師の地域偏在是正についての諸外国の取組》

- フランス  
国が地域や診療科ごとに必要な医師数を調査し、病院ごとに受け入れる研修医の数を決定する。医学生は卒業時に国の試験を受け、成績上位の順に、希望する診療科や地域で研修できる。
- ドイツ  
州の医療圏ごとに人口当たりの医師の定数を設け、定数の110%を超える地域では保険医として開業できない。
- アメリカ  
各科の卒後研修プログラムは卒後医学教育認可評議会が定めた全米統一規格で実施されている。各科別に経験症例数、研修年限、定員の決まった認定施設で研修を終わらなければ専門医資格が取れない。国レベルで専門医の定数が定められている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 地域における専門医の分布状況等を的確に把握し、適正数・適正配置の設定を行うなど、診療科偏在の是正を実現する仕組みを早急に構築するとともに、地域や診療科ごとに医師の適正配置を誘導する新たな法整備を行うこと。
- あと2年後に迫った新たな専門医制度の導入にあたっては、離島・へき地に勤務する医師であっても長期間勤務地を離れることなく専門医資格を取得・更新できるよう、要件の柔軟な設定を行うこと。
- 看護師確保が困難な離島・へき地では、「看護師等資格保持者の届出制度」で把握した情報を有効活用した復職支援の効果が期待されることから、Uターン支援など県外在住者へのアプローチができる仕組みとすること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

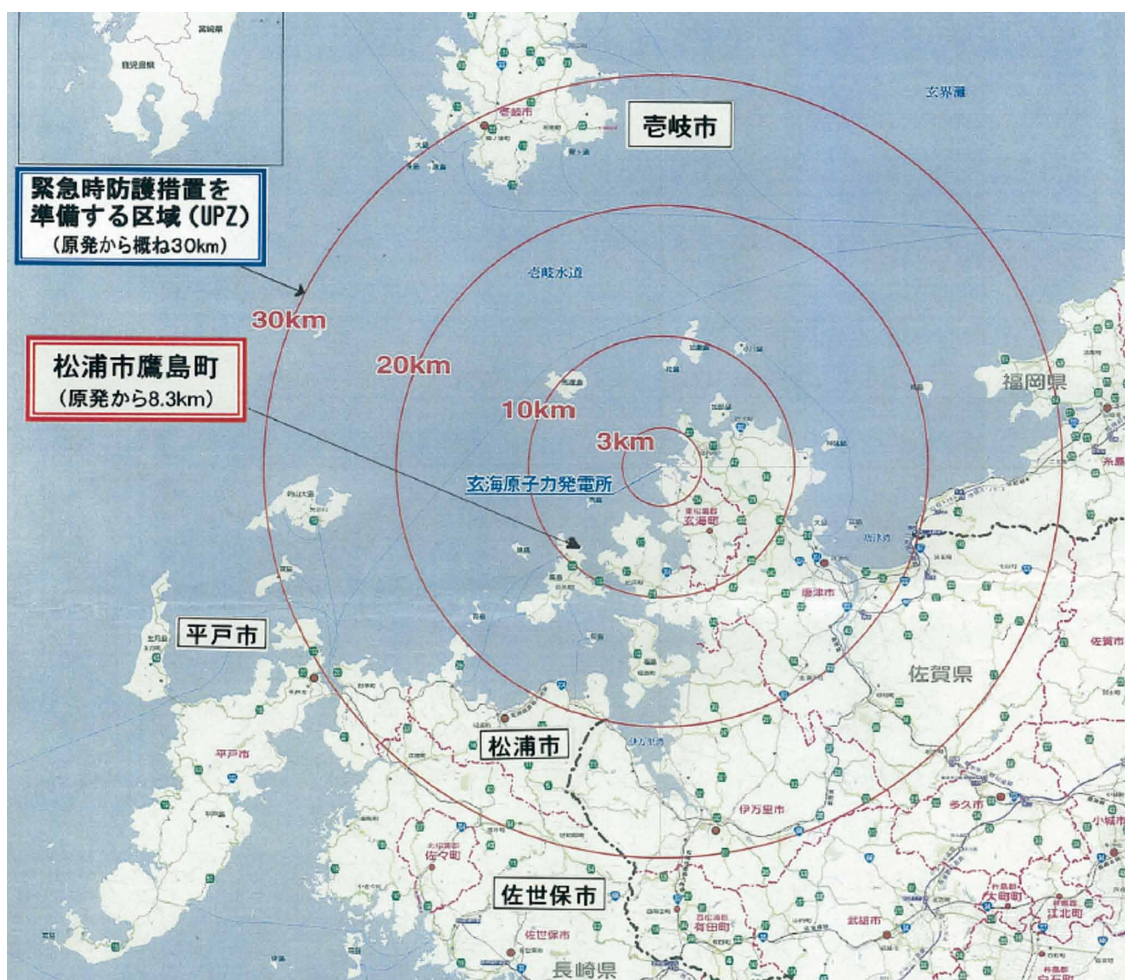
- 医師の地域偏在の早期是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- 離島・へき地での勤務が医師のキャリアパス上不利となくなると、地域医療を志向する医師が増え、診療科偏在の是正につながります。
- 島外や県外在住の未就業看護職員を離島・へき地等に呼び込むことが出来ることで、看護師確保につながります。

## 27 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて  
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直し、従前の制度に復元すること
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について  
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること
- 3 新たな地域振興対策の充実について  
原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、UPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じること



## 【1 火力発電施設向け交付金の見直しについて】

### ○火力発電施設向け交付金の見直しとは

福島第一原子力発電所の事故による電力不足を契機として再生可能エネルギーの導入促進とともに、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、「発電（運転）コストが低廉で安定的に稼働できる電源となるベースロード電源」として石炭が位置づけられるなど安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されているところであり、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を早急に見直し、従前の制度に復元していただくことを望みます。

#### 【H23年度から実施された削減措置】

- ・電源立地等初期対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電源立地促進対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電力移出県等交付金相当部分について、火力に係る交付金算定係数の引き下げ。

## 【2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について】

### ○対象地域の拡大とは

本県は、松浦市鷹島町が九州電力(株)玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離に位置し、従来の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（原子力施設から半径約8～10km）」（EPZ）にありながら、同原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金について、隣接市町の範囲（水域を隔てた場合の6km以内）に該当せず、交付の対象外となっております。

これまで国は、防災対策に係るEPZと電源立地の推進・運転の円滑化を目的とした交付金制度とは趣旨が異なるとされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故で、原子力災害がEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼすことが明らかになりました。

また、原子力規制庁が公表した放射性物質の拡散シミュレーションにおいても、松浦市など本県にまで放射性物質が拡散するとの試算結果が示されております。

原子力災害対策については、今回の事故の教訓等を踏まえて原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）において、新たに「緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30km）」（UPZ）が定められております。

については、電源立地地域対策交付金等についても、原子力災害が広範囲で長期的に被害を及ぼすことを踏まえて、同様に交付対象地域を見直し対象範囲を拡大していただくようお願いします。

## 【3 新たな地域振興対策の充実について】

### ○新たな地域振興対策の充実とは

福島第一原子力発電所の事故では、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、UPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じていただくようお願いします。

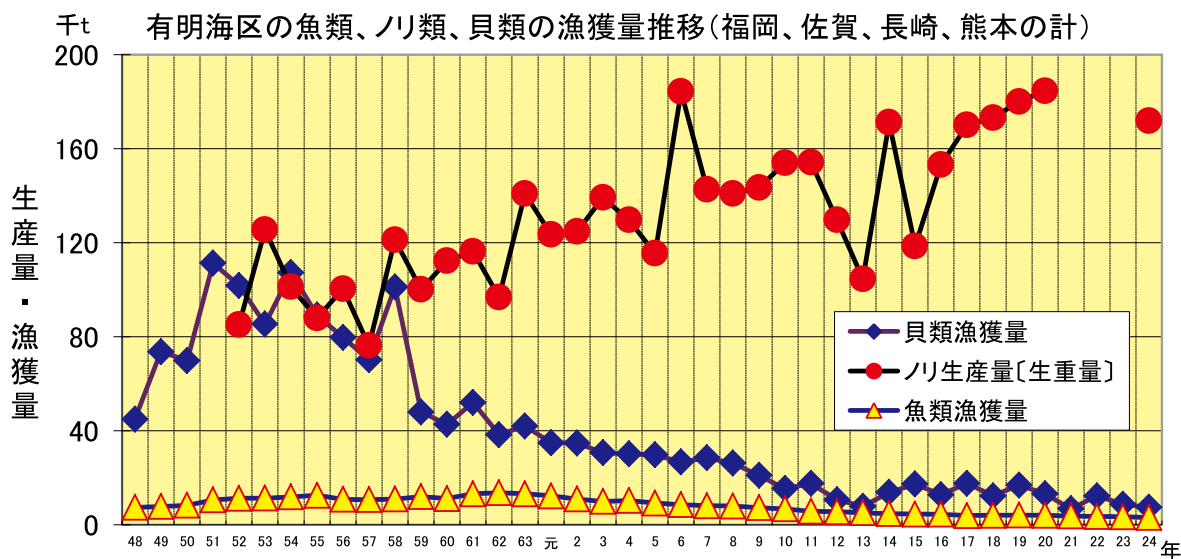


## 28 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 有明海の再生、水産資源の回復を図るためには、海域環境に影響を及ぼした熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行うこと
- 2 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づく有明海や橘湾（以下「有明海等」という。）の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策を提言すること
- 3 赤潮、貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制・軽減対策を確立すること  
また、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害にかかる具体的支援策を確立させること
- 4 有明海等の再生への道筋を明らかにし、水産資源の回復、海域環境の改善等による漁業振興を図るため、4県が協調して実施する調査・現地実証事業などに関する財源の大幅な拡大を行うこと  
また、広域的な漁場整備のための総合対策とも連携して、資源回復等の具体的な成果につながる事業を着実に推進すること



(出典:「農林水産省 農林水産統計年報」) ※暦年で整理

### 【1 有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究について】

#### ○有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究とは

有明海等漁業の不振には、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、多くの要因が絡んでいると考えられるので、総合的な調査・研究を要望します。

### 【2 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告について】

#### ○有明海等の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策の提言を行うことは

平成23年8月に有明海等特別措置法が改正され、有明海等総合調査評価委員会が随時開催できるようになるとともに、評価委員会の下で、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会及び海域再生対策検討作業小委員会が設置され、今後実質的な評価が進むことが期待されます。

有明海等の水産資源等の状況を勘案すると、有明海等の総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、それに沿った施策を実施することは喫緊の課題です。

については、有明海等総合調査評価委員会では、上記事項を速やかに評価するとともに、解明すべき課題等について具体的方策を提言するよう望みます。

### 【3 赤潮、貧酸素水塊等について】

#### ○過去において、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊が原因とされるアサリへの被害、最近では平成21、22年にシャトネラ赤潮による養殖魚類への被害が発生しています。また、粘質状浮遊物が毎年継続的に発生し、漁具への付着や入網等により漁業へ支障が生じています。

については、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の科学的な発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制、軽減策の確立を要望します。

また、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は、赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられましたが、長崎県では、赤潮により大規模な養殖魚被害を受けた地域の養殖業の早期再建を図るための支援として、へい死した養殖魚に代わる中間魚購入経費や、へい死魚の処理費用に対する単独の補助制度を設けており、平成22年度から平成26年度までに3地域で支援を行っています。国におきましては、このような支援制度の創設と併せ、被害軽減のための代替となる養殖漁場等の施設整備に対する補助や、漁業被害損失への補填等について支援策の確立を望みます。

### 【4 国が、有明海等の再生への道筋を明らかにするためについて】

#### ○調査・現地実証事業に関する財源の大幅な拡大とは

有明海等再生のために行う総合的な対策である有明海環境改善のための調査・現地実証試験等、アサリ、アゲマキ、タイラギ等の生産回復対策に関する予算の増額を望みます。

参考 有明海再生のために行う総合的対策（平成27年度概算決定額 1,690百万円）

1. 国営干拓環境対策調査	328百万円
2. 有明海特産魚介類生息環境調査	600百万円
3. 有明海漁業振興技術開発事業	400百万円
4. 二枚貝養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業	30百万円
5. 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業	332百万円

#### ○有明海漁場環境改善連絡協議会が拡充され、協議会の目的に「有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資すること」が加えられました。具体的な推進を望みます。

また、水産庁の平成27年度新規事業、「有明海及び八代海等における広域的な漁場整備のための総合対策事業」により、関係県による一体的な総合計画（マスタープラン）が策定されることになっています。協議会の取組と連携した効率的、効果的な公共事業が着実に実施できるよう予算の確保を望みます。

## 29 沖合漁業等に係る支援・措置対策について

【農林水産省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

#### 1 漁船保険制度の見直しについて

- (1) 本県の大中型まき網漁業や以西底びき網漁業は、対象資源の減少や燃油価格の高止まりにより漁業経営は厳しい状況にある。漁業経営の安定を図るため、総トン数100トン以上の漁船保険料についても国庫負担が適用されるよう制度を見直すこと
- (2) 沈没漁船の引き揚げ及び撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保障額までを義務加入とする旨の制度改正を行うこと。併せて船主の負担軽減のための助成措置を創設すること

#### 2 経営安定対策と安全操業の確保について

- (1) 漁船漁業については、国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体の育成のため、水産業界強化総合対策事業が実施されているが、もうかる漁業創設支援事業について、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や制度の充実を図ること
- (2) 大規模な海難事故の影響により漁船乗組員の確保が懸念されることから、漁船乗組員の安全を確保できるよう海難事故防止対策の充実を図ること

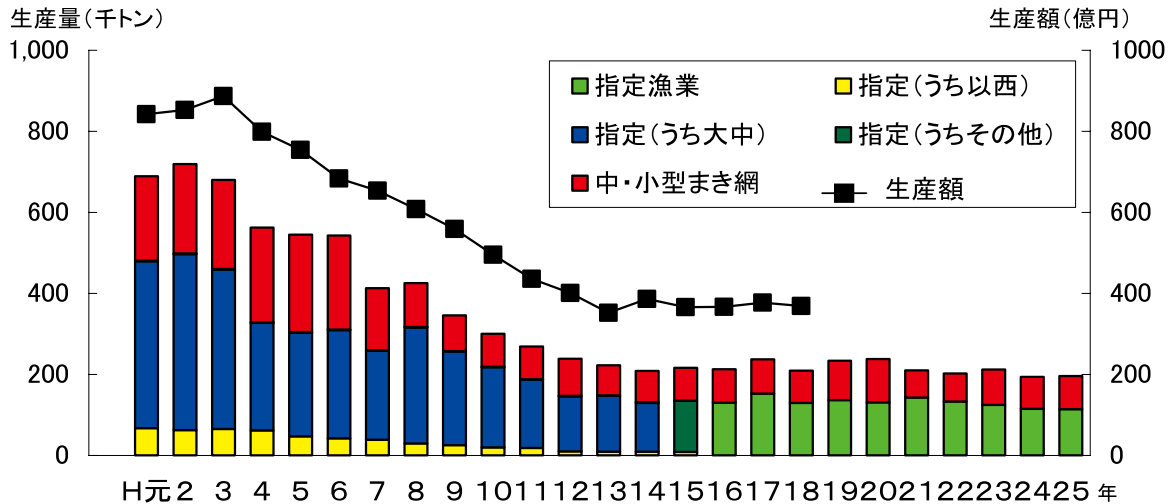
#### 3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について

- 沖合漁業の持続的な振興を図るためには、適切な資源管理の実践や沿岸漁業等と調和した操業が前提となることから、これらを確実に推進するため、
- (1) 大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底及び取締を強化すること
  - (2) 沿岸漁業との操業トラブル等を未然に防止するため、相互の話し合いの場を積極的に仲介することにより、これら漁業の共存共栄を図ること

#### 4 漁業経営改善支援資金について

- (1) 沖合漁業等の経営環境が悪化するなか、漁業経営改善支援資金の利用促進を図るため、漁業経営改善計画の認定基準を緩和すること
- (2) 漁業経営改善支援資金の要件緩和及び貸付限度額を拡充すること
- (3) 漁船の実耐用年数が延びているなか、漁業経営改善支援資金の償還期間を延長すること

## 長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注)統計調査項目の変更等により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底びき網漁業の区分がなされなくなった。平成19年から、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

(長崎農林水産統計年報)

### 【1 漁船保険制度の見直しについて】

#### ◆(1)

##### ○漁業経営が厳しいとは

外国漁船との漁場競合及び漁場喪失による漁獲量の減少に加えて、これまでの燃油の高騰による漁業経費の増大により漁業経営は厳しい状況が続いています。

##### ○総トン数100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険制度は、「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、これらの損害を補填して漁業経営の安定を図ることが目的です。

現在、普通損害保険の加入漁船のうち総トン数 100トン未満の義務加入又は集団加入船の場合、国が保険料の国庫負担を行っていますが、この国庫負担を総トン数 100トン以上の漁船にも適用していただくべく、制度の改正が必要です。

#### ◆(2)

##### ○船主責任保険における最大保障額までの義務加入とは

「船主責任制限法」の改正により、船主が責任を持つ額が6億円に引き上げられています。

また、沈没した漁船の引揚げ及び撤去には多額の費用が必要となります。このため最大保障額(総トン数100トン以上の漁船では20億円)まで義務加入とすることが必要です。

##### ○そのための国の助成措置とは

船主責任保険金額が大幅に増額されれば、船主が支払う保険料の負担が大きくなることから、船主の負担軽減のため、国の助成措置を求めます。

## 【2 経営安定対策と安全操業の確保について】

### ○国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体とは

燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により、操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っていける経営体を指します。

### ○もうかる漁業創設支援事業について事業者が取り組みやすくなるよう条件緩和とは

当該事業は、経営体質の強化に有効な事業であります。省エネ、省人、省力化は既に自助努力で行われていることから、事業を活用するにはミニ船団化等の取組しか対応できない状況で、これは即漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組でも改革計画として認定されるよう、条件の緩和を要望します。

### ○同じく、制度の充実とは

当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業の場合、天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を出すためには、技術の習熟や流通の改善等に相応の期間を要します。そこで、助成期間の上限を延長できるよう制度の充実を要望します。

### ○漁船乗組員の安全の確保とは

沖合漁業については、乗組員の雇用を確保する必要があるが、海難事故の発生は漁船漁業への従事が危険であるとの意識を生じさせ乗組員の確保を困難とすることから、海難事故防止対策の強化として、安全推進員による指導の充実、安全運航・安全操業のための装備や船体の大型化への支援を望みます。

## 【3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について】

### ○適切な資源管理とは

漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、「資源管理・漁業経営安定対策」等をはじめとする、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。

### ○大臣管理漁業に対する適正操業指導とは

関連法令や許可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締りの強化はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。

### ○沿岸漁業との調和とは

沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を発揮させるためには、沿岸漁業者と沖合漁業者の相互理解を深め、調和と共存共栄を図る対策が必要です。

#### 【4 漁業経営改善支援資金について】

##### ◆(1)

##### ○漁業経営改善計画の認定基準の緩和とは

日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金を借り受けるためには、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく、漁業経営改善計画の認定を受ける必要があり、その認定基準は、「付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれること」とされていますが、現在、まき網等沖合漁業の経営環境が悪化している中で、基準を満たすことが困難となっています。

つきましては、多くの漁業者が同資金を利用出来るよう、漁業経営改善計画の認定基準の緩和を望みます。

##### ◆(2)

##### ○漁業経営改善支援資金の要件緩和及び貸付限度額の拡充とは

漁業経営改善支援資金の特認融資要件として、①当該漁船が漁業構造改革総合対策事業によるものであり、②「取得した漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が当該借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれること」を満たす必要がありますが、沖合漁業等は経営環境の悪化により、これらの要件を満たすことが困難となっていますので、②の項目を除く等により要件の緩和を望みます。

また、通常の貸付限度額（まき網漁船1隻あたり8億5,000万円）では、漁船建造に必要な事業費が不足することから、貸付限度額の拡充を望みます。

さらに、まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

##### ◆(3)

##### ○償還期間の延長とは

漁業近代化資金では平成27年4月から漁船の償還期間が15年から20年に延長されています。漁業経営改善支援資金における漁船の償還期間（15年以内）についても、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期間の延長を望みます。

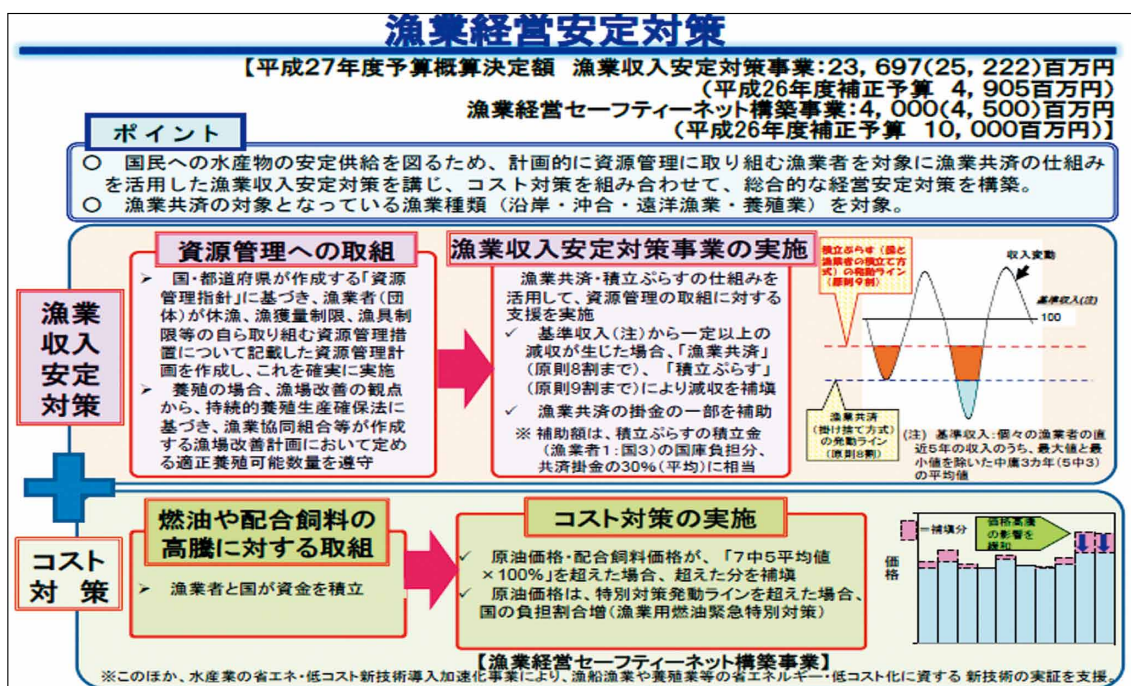
# 30 漁業経営安定対策について

【農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

漁業経営安定対策をより実効性のあるものとするため、次の見直し措置を講ずること

- 1 漁業収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）
  - ・ 基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合でも、漁業者が減収部分に対する十分な補填を受けられることができるよう、直近最大値を用いるなど算定方法の見直しを行うこと
  - ・ 漁業共済の加入促進のため、全加入者に対して定率の国庫補助を行うこと
  - ・ 漁業共済の対象となっていないトラフグとクロマグロの養殖1年魚について、漁業共済の対象とするための調査及び制度設計の検討を行うこと
- 2 コスト対策（漁業経営セーフティーネット構築事業）
  - ・ 燃油価格高騰後の期間に基づき算出されるため高水準となっている補填基準について見直しを行うこと
  - ・ 補填基準を超えるすべての部分について、国と漁業者の負担割合を3：1とするとともに恒久的な対策とすること
- 3 クロマグロ資源管理対策（太平洋クロマグロ資源管理強化への対応）
  - ・ 漁業者が資源管理のための合理的な操業を行えるよう共同で漁場を探索する活動や漁種転換に対して財政的な支援措置を講じること
  - ・ 定置網漁業について、網揚げによる休漁に替わる管理措置の研究開発・導入を行うこと



## 【1 漁業収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）について】

### ○基準収入の算定方法の見直しとは

漁業収入安定対策における基準収入の算定は、直近5年の漁業収入のうち、中庸3ヵ年の平均（5中3平均）を用いることとなっていますが、漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補填を受けることができませんので、漁業収入が漸減傾向にある場合は、直近最大値を用いるなど算定方法の見直しを望みます。

### ○全加入者に対する定率の国庫補助とは

漁業の経営状況が非常に厳しい中、義務加入等に該当しない場合、漁業共済の掛金負担に割高感があることが、加入が進まない大きな要因となっていることから、共済への加入を促進するため、義務加入等に関わらず全加入者に対して定率の国庫補助を行うことを望みます。

### ○対象とするための調査及び制度設計の検討とは

現在、トラフグとクロマグロの養殖1年魚が漁業共済の対象となっていませんが、最近、トラフグでは1年魚の養殖技術が向上し、またクロマグロでは人工種苗の生産技術研究が伸展しています。このため、これらの魚種についても、漁業共済の対象とするための調査及び制度設計の検討を望みます。

## 【2 コスト対策（漁業経営セーフティーネット構築事業）について】

### ○補填発動水準の見直しとは

漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施されていますが、現在の補填基準額は、燃油価格高騰後の期間の平均値であるため高水準となっており、燃油価格の高止まりが続いた場合、補填金が交付されない状況となっています。このため、発動基準額の計算根拠の見直しを望みます。

### ○補填基準を超える全ての部分の国の負担割合を3：1とすることおよび対策の恒久化とは

平成25年7月から漁業用燃油緊急特別対策が実施され特別対策発動ラインを越える補填金に対する国と漁業者の負担割合を3：1とする等の対策がおこなわれていますが、当該対策は平成27年度末までが期限となっていることや、現在の発動ラインでは、補填基準が発動ラインを超えず適用されないことから制度の恒久化や発動ラインの見直しが必要です。このため、補填基準を超える全ての部分について、国と漁業者の負担割合を3：1とするとともに恒久的な対策とすることを望みます。

## 【3 クロマグロ資源管理対策（太平洋クロマグロ資源管理強化への対応）】

### ○共同で漁場を探索する活動や漁種転換に対して財政的な支援措置とは

平成27年1月から太平洋クロマグロの資源管理が実施されていますが、限られた漁獲量の下で相対的に単価の高い養殖用種苗や大型魚を主体に効率的な操業を行うため、共同で漁場を探索する活動や、他の刺し網漁業やかご漁業等の漁業種類への転換を行うための費用に対して財政的な支援措置を講じることを望みます。

### ○定置網漁業の管理措置として休漁に替わる措置とは

太平洋クロマグロを混獲として漁獲している定置網漁業にとって、網揚げによる休漁を強いられた場合は経営面における影響が大きい。

定置網に入ったクロマグロは、一定時間を経過すると網の外へ出て行くことが経験的に知られているとともに、特定の魚種では再放流も行われています。こうした現場の知見等も踏まえ経営面での影響の大きい網揚げに替わる管理措置の研究開発・導入を望みます。



## 31 TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報開示や説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと

- 1 深刻な影響が懸念される農林水産業においては、その影響を克服するための構造改革に向けた道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、国民的な議論を通して最終的な結論を得ること
- 2 TPPを含む包括的経済連携においては、米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、水産物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること  
特に、協議が継続されている日米間での交渉に当たっては国会決議を踏まえ慎重に対応すること
- 3 日豪EPAの発効に関しては、畜産経営等への影響について十分な検証を行うとともに、生産者が引き続き意欲を持って経営を続けられるよう万全の対策を講じること
- 4 漁業補助金については、規律が設けられないようにすること。仮に規律が設けられる場合でも、真に過剰漁獲を招くものに限定し、必要な施策が実施可能となるよう確保すること
- 5 WTO農業交渉においては、上限関税の設定は断固阻止し、重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること
- 6 WTO非農産品交渉においては、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること

◎ TPP交渉参加11ヶ国に対して関税を撤廃した場合の国の試算に基づいた農林水産物生産等への影響試算について

1. 国試算結果（平成25年3月15日公表）

- 農林水産物の生産減少額3兆円程度
- 食料自給率（供給熱量ベース）40%→27%程度
- 農業の多面的機能の喪失額1兆6千億円程度

2. 長崎県への影響額試算結果

- 平成23年農業産出額減少額369億円  
基幹産業である離島における産出額減少額（平成18年試算）  
49億円

- 平成23年漁業生産額減少額124億円  
うち離島における生産額減少額（平成23年試算）  
53億円

※国の試算結果に準じて試算

### 【1 農林水産業の構造改革に向けた道筋とは】

- 完全自由化により関税が撤廃又は上限関税が設定されれば、輸入農林水産物の価格が下がり、輸入の増加によって国内農林水産業に大きな影響がありますが、本県農林水産業は現在でも厳しい生産条件、環境下にあり、さらに輸入農水産物との競争に耐えられるような体力は現時点ではありません。また、農山漁村の有する多面的機能や地域経済など、地域そのものの存続にもかかわるような計り知れない影響が考えられます。  
そのため、貿易自由化や国際ルールづくりの検討に先行して構造改革の道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、生産者や国民の合意を得ることが必要であり、慎重に検討することが必要です。

### 【2 重要品目を関税撤廃の対象から除外することとは】

- TPPについては、貿易や投資、人の移動など幅広い分野での自由化を目指しており、全ての物品の関税を即時または段階的に撤廃することが原則となっていることから、我が国の農林水産業の重要な地位を占めている重要品目の関税が撤廃された場合、安価な輸入農水産物が大量に出回り、国内農水産業は大打撃を受けるため、関税撤廃の対象から除外すべきと考えます。
- TPPの日米間協議については、日米首脳会議による共同声明（4月28日）において「日米交渉で大きな進展があったことを歓迎し、妥結の達成へ共に取り組む」とされている。今後の協議にあたっては、平成25年4月衆・参両農林水産委員会での決議内容を遵守し、本県農林水産業が深刻な影響を受けることのないよう慎重な対応が必要です。

### 【3 生産者が引き続き意欲を持って経営を続けられるよう万全の対策を講じることとは】

- 日豪EPAにおいて、重要品目の関税撤廃は免れたものの、牛肉については段階的に関税を引き下げられていく内容になっており、飼料価格の高騰など畜産経営を取り巻く環境が厳しい状況にあるなか、今後、影響が出ないのか懸念されることから、畜産経営等への影響について十分な検証を行うとともに、財源確保を含め万全な対策を講じていくことが必要です。

### 【4 漁業補助金については、規律が設けられないようにすることとは】

- 漁業補助金については、すべての補助金が過剰漁獲能力・過剰漁獲の増大につながるものではなく、仮に補助金による増長効果があったとしても、適切な資源管理の実施によりその影響は回避・低減できることから、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定するとともに必要な施策の実施が阻害されないよう例外規定を拡充することが必要です。

### 【5 上限関税の設定断固阻止及び重要品目の十分な数と取扱いの柔軟性の確保とは】

- **上限関税の設定とは**  
関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方で米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げることが必要です。  
上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから、本県の主要品目である肉用牛、米、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対します。
- **重要品目の十分な数を確保とは**  
重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保が必要です。
- **取扱いの柔軟性を確保とは**  
重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性が必要です。

### 【6 国内の水産産業を維持、発展させるための貿易ルールとは】

- 世界の水産資源が悪化している中、貿易の一律自由化は、輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応が必要です。

## 32 安全・安心で強靱な県土づくりとインフラ老朽化対策の推進について

【国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 大規模・激甚化する風水害・土砂災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保するとともに施策拡大を図ること

#### 【予算確保】（防災・安全交付金）

- ・道路災害防除事業、電線共同溝事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）

#### 【施策拡大】

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査費に係る県財政負担の軽減

- 2 維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

#### 【予算確保】（防災・安全交付金）

- ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業

#### 【施策拡大（適用拡大）】

- ・橋梁、トンネル、港湾・海岸保全施設等の点検等における経費の県負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業の交付金化
- ・砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和

### 【部門別の維持補修事業】

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④県債	⑤一財	③市町費	
道路点検		65%	35%	0%	35%	0%	県負担分を起債対象
港湾点検		40～60%	45～50%	0%	45～50%	0%	県負担分を起債対象
海岸点検		50～55%	40～60%	0%	40～60%	0%	県負担分を起債対象
港湾		1/3～45%	41～50%	0%	41～50%	14～17%	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川		補助事業なし					交付金の適用
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和

※老朽化する社会資本の適正な維持管理のため、維持補修事業における施策の拡大（適用拡大）を強く要望します。

## 【1 安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算の確保・施策拡大について】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害等が生じています。

よって、防災能力を高めるとともに確実な警戒避難などのソフト対策の充実を図り、県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策による強靱な県土づくりの推進が必要です。

また、自然災害に備えて、住民の迅速な避難や緊急物資の輸送を確実にできる、道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワーク構築が急務となっています。

特に、土砂災害危険箇所が、全国第9位の16,231箇所と数多くあり、約1万箇所（H26.12月末）の土砂災害警戒区域を指定しているが、今後区域指定と見込まれる箇所が約26,000箇所と数多く残っており、このうち人家がある約2万箇所について指定を推進し、平成31年度までに基礎調査を完了させる必要があります。

これらの、課題・問題点を解決するために本県が望むことは以下の通りです。

### 【予算確保】

- ・橋梁、トンネル等の防災・減災事業に必要な予算の確保が必要です。
- ・本県は多くの離島を有しており、被災時は緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況であり、耐震強化岸壁整備のための予算の確保が必要です。
- ・本県の海岸線延長は全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中していることから、高潮被害等から県土と地域住民を守るために予算の確保が必要です。
- ・河川改修事業による治水対策の推進のため、予算の確保が必要です。また、河川改修事業の前提となる河川整備計画策定に必要な調査についても交付金適用の対象となるようお願いします。
- ・土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい状況であり、砂防事業の推進のため予算の確保が必要です。
- ・防災上、住環境上の問題を抱える密集斜面市街地の改善や老朽建築物の密集した市街地での拠点施設の整備並びに建築物の耐震化を推進するために予算の確保が必要です。

### 【施策拡大】

- ・土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査費については、県負担率が2/3と負担が大きいいため、県財政負担の軽減をお願いします。



日野川 洪水によるの浸水状況  
平成20年6月19日



がけ崩れ被災状況 平成25年7月6日発生  
佐世保市鹿子前町 鹿子前地区



島原港 高潮時の浸水状況  
平成24年9月 台風16号

## 【2 インフラ長寿命化」に必要な予算の確保・施策拡大（適用拡大）について】

老朽化が進む社会資本ストックの計画的で適切な維持管理や更新によってトータルコストの縮減・平準化を図り、インフラを安全により長く利用できるようにすることが必要です。

橋梁、トンネル、港湾、海岸及び砂防施設については、施設を健全に維持するために交付金等の施策拡大が課題となっています。

また、河川においては、現在老朽化対策・維持補修に対して、事業メニューが全く整備されていない状況です。

これらの、課題・問題点を解決するために本県が望むことは以下の通りです。

### 【予算確保】

- ・維持管理計画に基づく、橋梁、トンネル、港湾、海岸、砂防、住宅施設等の維持補修に必要な予算の確保が必要です。

### 【施策拡大】

- ・橋梁、トンネル、港湾・海岸保全施設等の点検等における経費の県負担分について、起債対象としていただきますようお願いします。（起債対象）
- ・港湾施設の補修事業における泊地浚渫の県負担分を起債対象に見直しをお願いします。（起債対象）
- ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業に対する交付金適用の拡大をお願いします。（交付金化）
- ・砂防、地すべりに関する緊急改築事業の採択基準の見直しをお願いします。（緩和）

# 33 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること



## 【1】雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について

### ○雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策とは

平成5年度に着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しています。

しかし、山頂には、今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが、不安定な状態で存在し、地震等により大規模な災害が発生するおそれがあります。

したがって、今後も溶岩ドームの挙動について、継続的な調査・観測が必要であること、発生する可能性が高い災害に対して事前にハード対策を行うべきこと、併せて関係機関が連携して雲仙・普賢岳の減災対策に取り組むべきであることが示されています。

これに対して、平成26年8月4日に学識者と関係行政機関関係者で構成される「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」が設置され、溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及びソフト対策の検討がはじまりました。また、ハード対策となる砂防堰堤の嵩上げ工事について、平成26年12月から着手されております。

溶岩ドームが、住宅地に近接して存在する事例は全国的に無く、万一、崩壊した場合は、大規模な災害が想定され、嵩上げ工事の早期完成とあわせ、次のことから、ハード・ソフト両面において、国の高度な知見・技術力・即応力が必要不可欠です。

- ・溶岩ドーム崩壊の推定などには、これまでの調査・観測に加え、溶岩ドーム全体や周辺の挙動を継続的に観測する必要があるとともに、急な変化が発生した場合には航空レーザー測量等により、地形変動を把握するなど総合的に変位方向の解析が必要であること。
- ・水無川においては、大規模土石流等に備え、砂防施設の機能を維持するため、大量の土石除去を毎年無人化施工で行われており、今後も継続的に実施する必要があること。
- ・崩壊に備え、危険度の判断基準の設定や観測データの各市への情報提供手段の確立など警戒避難体制の整備が重要であること。
- ・溶岩ドーム崩壊や大規模な土石流が発生した場合には、早急に土石除去を無人化施工で行うなど即応体制の確立が必要であること。

## 【2】九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

### ○国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターとは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

平成24年5月に日本で初めての「第5回ジオパークユネスコ国際会議」が開催された「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものであり、ジオパークに欠くことのできない当センターの島原半島における存在は、本県にとって重要でありますので、今後も引き続き充実されることを望みます。

### ○雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩壊や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠でありますので、センターの機能につきまして、一層の充実強化を望みます。

## 34 離島の学校教育の充実について

【文部科学省】

### 【提案・要望の具体的内容】

離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教員加配制度を創設すること

#### ○複式学級の状況【平成26年度】（単位：校）

（小学校）	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	52	54
学校数	85	275
複式学級を有する学校の割合	61.2%	19.6%

（単位：校）

（中学校）	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	7	1
学校数	43	131
複式学級を有する学校の割合	16.3%	0.8%

#### ○免許外教科担任発生の状況【平成26年度】（単位：校）

（中学校）	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	23	31
学校数	43	131
免許外教科が発生している学校の割合	53.5%	23.7%

#### ○児童生徒数の減少（単位：人）

	離島の学校	本土の学校
平成21年度	11,992	111,888
平成26年度	9,891	100,629
減少数 （減少率）	△ 2,101 (△ 17.5%)	△ 11,259 (△ 10.1%)

#### ○教員数の減少（単位：人）

	離島の学校	本土の学校
平成21年度	1,564	7,562
平成26年度	1,359	7,303
減少数 （減少率）	△ 205 (△ 13.1%)	△ 259 (△ 3.4%)

#### ○養護教諭未配置の状況（平成26年度）

養護教諭未配置校16校のうち、4校が離島の学校

#### ○学校事務職員未配置の状況（平成26年度）

学校事務職員未配置校17校のうち、12校が離島の学校

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいます。

離島の小規模校の多くが、複式学級の増加や中学校の免許外教科担任、養護教諭、学校事務職員の未配置といった教育課題を抱えており、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、その改善・解消が急務です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 本県の離島の複式学級を有する小学校は、約61%に上ります。また、免許外教科担任が発生した中学校は、約54%と、いずれも本土部に比べ、著しく高い状況にあります。
- ・ 離島の小中学校の養護教諭未配置校は、4校にのぼり、本土部に比べ医療環境が脆弱な離島での養護教諭未配置の状態は、健康管理や緊急医療対応等において児童生徒や保護者の不安を抱かせる状況となっています。
- ・ 離島の小中学校の学校事務職員未配置校は、12校にのぼり、教頭や他の教員が担当することとなるため児童生徒と関わる時間を奪う状況となっています。
- ・ こうしたことから、離島の学校においては、本土の学校と同じ教育が受けられない、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、児童生徒の健康と安全の確保に課題があるなど、離島と本土の教育格差が広がっていく可能性があります。
- ・ 本県においては、複式学級支援や免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置など、可能な限り離島部の小中学校の支援を行っていますが、財源に限りがあることのほか、離島における人材の確保についても難しい状況です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

離島の厳しい自然的社会的条件に鑑み、複式学級、免許外教科担任、養護教諭未配置等を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設を要望します。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消等により、離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになり、教育水準の維持向上が図られ、本土部との教育格差が是正されます。
- ・ 島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島の定住を促進し、活性化を図る離島振興の重要な施策の一つです。

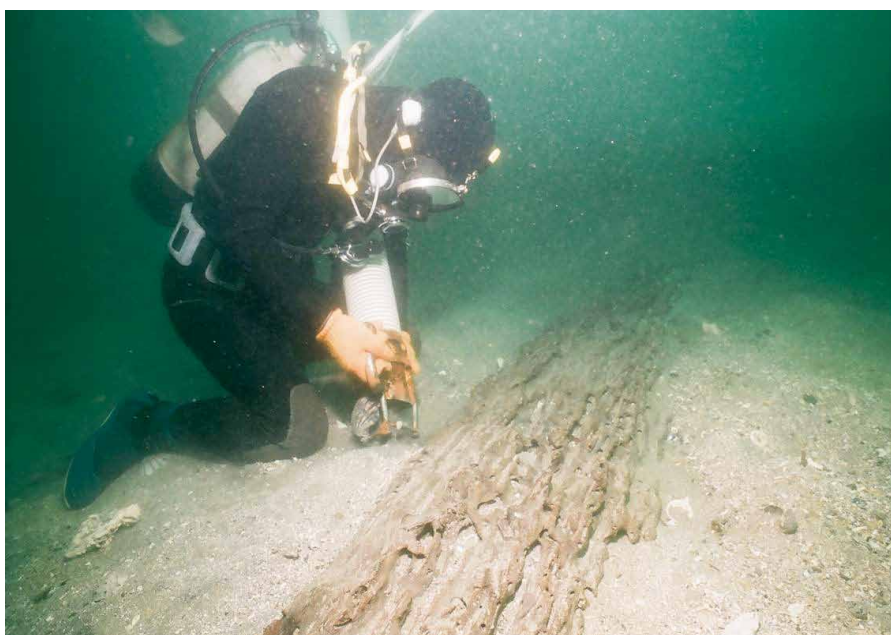


## 35 鷹島海底遺跡の保存と活用について

【文部科学省】

### 【提案・要望の具体的内容】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても、国策として取り組むこと



海底での調査状況



鷹島神崎遺跡

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、1980年（昭和55年）から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。
- ・2011年（平成23年）10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物（竜骨（キール））が初めて発見されました。
- ・こうした研究成果を受け、2012年（平成24年）3月に、海底遺跡としては国内で初めて、鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定されました。
- ・2013年（平成25年）～2014年（平成26年）に実施した県の調査や琉球大学での調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がる可能性が期待されます。
- ・現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況です。
- ・海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的にむずかしく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応できるものではないと考えています。
- ・海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと思います。
- ・長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**・鷹島海底遺跡の元寇船について**

2011年（平成23年）に琉球大学の調査で発見された元寇船（1号沈没船）の竜骨（キール）は約13mで、船底は二重になっており、竜骨とともに船の外板が発見されています。また、船体の上には磚や陶磁器などが散見されており、船の時期を決定する好資料となっています。

さらに、2014年（平成26年）には2隻目の沈没船（2号沈没船）の船首が確認され、2015年（平成27年）に全体像を解明する詳細な調査が実施される予定です。

**・元寇船の引揚げについて**

船の引揚げについては、水深が深いため、作業の効率性が極端に悪く、且つ、損壊をしないような引揚げをするためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要となります。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

**・保存処理等について**

船体を引揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要となります。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理の終了後、船体の復元作業が必要になりますが、船体の専門家が県・市におらず、復元にも相当の時間がかかります。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・今後の日本の水中考古学の拠点となる専門研究機関を地元松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても、国策として取り組むことを要望します。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・専門研究機関が設置されることによって、中国・韓国などを初めとする諸外国との共同研究が可能となり、鷹島における「元寇」という史実を国内外に広く周知させることができるだけでなく、日本各地に残る水中文化遺産に対する保護・活用を図ることができます。また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示できるようになります。さらには、「長崎県」「松浦市」「鷹島」などの知名度があがり、研究者のみならず、一般観光客の増加が見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化につながります。